

第 7 回

檜山北部 3 町合併協議会会議録

日 時 平成 1 6 年 8 月 2 7 日 (金) 1 3 時 3 0 分

場 所 北檜山町健康センター

第7回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成16年8月27日(金) 13:30~17:45 場所:北檜山町健康センター

1. 会議録署名委員の指名について
2. 報告第 1号 新町建設計画策定小委員会経過報告について
3. 報告第 2号 新町名候補選定小委員会経過報告について
4. 報告第 3号 議会議員定数・任期検討小委員会経過報告について
5. 協議第16号 広域連合、一部事務組合等の取扱いについて
6. 協議第21-6号 教育事業の取扱いについて
7. 協議第21-12号 窓口サービス事業の取扱いについて
8. 協議第21-14号 国際交流等事業の取扱いについて
9. 協議第21-15号 姉妹都市等事業の取扱いについて

○出席委員

大成町

副会長	花田千賀志	委員	高畑 實	委員	大野忠勝
委員	奥村喜美男	"	成田直彦	"	濱口敬子
"	朝倉 満				

瀬棚町

副会長	平田泰雄	委員	柳田 眞	委員	濱口勝利
"	桜井明雄	"	用名要一	"	新保静夫
"	工藤芳江				

北檜山町

会長	内田東一	委員	斎藤洋一郎	委員	酒井誠一
委員	真柄克紀	"	中山修身	"	石川文枝
"	中島勝則				

○第8条第2項委員

檜山支庁 小田千秋

○説明員

保健福祉専門部会 部会長 石岡清基 副部会長 大東幸雄

教育専門部会 部会長 市 村 保 副部会長 岸 田 慎一郎

○幹 事

幹 事 長 福 島 一 臣 副幹事長 小 林 義 悦 幹 事 越 野 邦 夫
幹 事 碓 谷 恵 一 幹 事 水 野 幸 雄

○協議会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕
書 記 小 板 橋 司 町づくり推進係長 山 内 保 夫

開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。
それでは、ただいまより第7回檜山北部3町合併協議会を開催いたします。

会長あいさつ

(道高事務局長)

開会に当たりまして、協議会会長でございます内田北檜山町長よりごあいさつを申し上げます。

(内田会長)

どうも皆さん、こんにちは。本日は、それぞれ皆さん方大変お忙しい中を3町の合併協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。なおまた協議会、そしてまた小委員会、幹事会、あるいはまた部会などにつきまして、それぞれ皆さん方におかれましては建設的なご意見を賜りながら、いろいろ激論、そしてまた議論の中で、今のところ順調に経緯をしているということにつきましては、改めてお礼を申し上げたいと存じます。

ご案内のように、今回この協議会も7回目を迎えるわけございまして、その協議の内容につきましてもそれぞれのまちの将来、そしてまた新しく生まれ変わろうとする新町にとりましても、大変将来的に大きな影響を及ぼす諸問題があるわけございまして、それらの協議に入るわけございまして、そんな中で我々といたしましても、多くのそれぞれの町民の皆さん方の負託にこたえるような結果を生まなければならないというふうに思っているわけございまして、そういう面からもこれからそれぞれ委員の皆さん方にはより一層のご協力をお願いを申し上げるということを冒頭申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会についてのごあいさつにかえさせていただきます。本日、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけございしますが、初めに、規約第10条第1項によりまして会議の成立には過半数の出席が必要となっております。本日の出席委員は全員、22名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきたいと思っております。

それでは、規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、内田会長、よろしくお願いいたします。

(内田会長)

それでは、これより本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

会議録署名委員の指名

(内田会長)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議運営規程第12条第2項の規定によりまして、用名要一委員と濱口敬子委員を指名いたします。

続いて、付議事件の報告を事務局からいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、本日配付しております議事日程の2枚目をお開きいただきたいと思います。

第7回檜山北部3町合併協議会付議事件報告。

1、会長から報告及び提案があった事件は次のとおりである。

報告第1号 新町建設計画策定小委員会経過報告について。

報告第2号 新町名候補選定小委員会経過報告について。

報告第3号 議会議員定数・任期検討小委員会経過報告について。

協議第21-6号 教育事業の取扱いについて。

協議第21-12号 窓口サービス事業の取扱いについて。

協議第21-14号 国際交流等事業の取扱いについて。

協議第21-15号 姉妹都市等事業の取扱いについて。

以上のとおり報告する。

平成16年8月27日、檜山北部3町合併協議会議長・内田東一。

以上でございます。

報告第1号 新町建設計画策定小委員会経過報告について

(内田会長)

それでは続いて、日程第2、報告第1号 新町建設計画策定小委員会経過報告についてを議題といたします。

事務局から報告第1号の議案について朗読をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは本日、別冊で「檜山北部3町合併協議会小委員会経過報告書」というものが、皆さんの方に配付をいたしております。こちらの別冊の方で、小委員会関係につきましては報告をさせていただきます。

その1ページ目をお開きいただきたいと思います。

報告第1号、新町建設計画策定小委員会経過報告について。

新町建設計画策定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町建設計画策定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成16年8月27日報告、檜山北部3町合併協議会会長。
以上です。

(内田会長)

続いて、新町建設計画策定小委員会委員長の平田副会長より、第2回の新町建設計画策定小委員会の経過について報告をしていただきます。

(平田委員長)

それでは、私の方から、平成16年8月16日に開催いたしました第2回新町建設計画策定小委員会において協議された内容につきましてご報告を申し上げたいと存じます。

協議いたしました経過内容につきましては、別冊・小委員会経過報告書の3ページによりまして報告させていただきます。

まず最初に、小委員会の開催日時でございますが、平成16年8月16日、午後1時30分から午後4時15分までの2時間45分にわたって、北檜山町健康センターにおいて、出席委員9名、欠席委員1名で協議を行ったところであります。

新町まちづくりプランの策定の協議内容につきましては事務局から報告をいたさせますが、私からは、保健・医療対策についての協議内容について申し上げます。

協議は、幹事会に調査検討を指示していた結果報告をもとに協議いたしました。新町の医療体制の基本的な考え方としては、合併構成町の現有の医療資源の改善に努め、公的医療機関と民間の医療機関が相互に連携し合い、診療内容の分担や高度な医療機器の共同利用、医師の相互派遣など実情に応じて機能させ、住民ニーズにこたえる医療体制を目指すものとする。

そのための主な対策としましては、一つ目は、「主幹病院の設置」についてでございます。

これは、北檜山町内の既存の医療機関の拡充等を図り、準総合的医療を行える主幹病院を設置することとする。

次に、「サテライト医療機関」について。

主幹病院以外の医療機関については、主幹病院のサテライトの役割を担うものとする。

次に、「救急医療体制の強化」についてでございます。

主幹病院に、夜間、休日等も含めた24時間受け入れ可能な救急外来病棟の整備をし、3町の急患に対応する。ただし、大成町につきましては、地理的な条件を考慮し、時間外救急患者の対応も可能なようにする。また、消防行政においても、救急救命士の育成や搬送自動車の整備により、敏速に次の医療につなげる体制づくりをする。

次に、「整形外科の充実」についてでございます。

1次産業の従事者や高齢者の多い地域柄、整形外科分野の患者が増加していることから、主幹病院に整形外科の専門医を配置し、骨折の整復などの手術や外傷に対応できるようにする。

次に、「在宅医療の推進」について。

保健・福祉分野との連携のもとに、往診を初め、医師の処方・指示のもとに、訪問看護やホーム

ヘルパーの派遣、在宅リハビリなどを一層推進する。さらに、在宅医療を円滑に運営するために、老健施設やグループホームの整備をする。

以上が、第2回の委員会において、新町の医療施策の方向性として取りまとめた内容でございますが、公と民との医療機関の業務提携、民への財政支援、医療職員の身分上の課題などについては現在、道庁関係機関と協議中であることを申し添えて経過報告といたします。

次に、協議事項の2、新町まちづくりプランの策定について。

この関係は前回、第1回小委員会において第1章から第4章まで協議いたしております。今回は、別紙資料によりまして、34ページの第5章から60ページの第7章までを協議いたしました。第5章の関係では、別紙資料2にあります基本施策にかかわる主要事業集計表のとおり、主な事業を定めたところであります。なお、事業の関係につきましては、今後の協議において追加または変更の必要があれば変更を加えていくものでございます。

続いて、事務局の方から内容の説明をいたさせます。

(駒谷事務局次長)

それでは、事務局から、新町まちづくりプランの策定についてご説明させていただきます。

説明の前に、資料の確認をさせていただきます。本日、机の方に配付させていただきました資料でございます。新町まちづくりプラン【骨格案】、これが資料の1でございます。次に資料2、これは新町まちづくりプラン基本施策に係る主要事業の集計表でございます。この2点を使ってご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、この主要事業の集計表につきましては、小委員会において協議中であり関係から、傍聴されている皆さんには配付することを控えさせていただいておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

まず、資料1のまちづくりプラン骨格案の方でございますけれども、1枚目から2枚目は目次の関係でございます。前回は、第1章から第4章までの34ページまでご報告をいたしております。今回は、35ページの第5章から60ページの第7章まで協議をいたしておりますので、その関係をご報告いたします。

まず1枚めくっていただきまして35ページからでございますが、この関係、第5章は「将来像実現のための基本施策」でございます。

36ページからでございますが、第4章で定めました基本施策の区分に従いまして、それぞれの施策を記載してございます。

まず、36ページの基本施策の1としまして、「健やかに暮らせる福祉のまち」でございます。

(1)につきましては保健・医療の充実、(2)は地域福祉の推進、(3)は子育て支援の推進、次のページになりますが、(4)は高齢者施策の推進、(5)は障害者施策の推進、(6)は社会保障の充実でございます。

基本施策の1につきましては、以上の六つに区分しているものでありまして、それぞれの施策の内容を記載しているものであります。その主要事業として、四角で囲んだ部分でございますが、六

つの区分ごとにそれぞれの項目としてその方策を示しているものでございます。

次に、40ページの基本施策の2、「活力に満ちた産業のまち」でございます。

(1)は農林業の振興、(2)は水産業の振興、次のページにまいりますが、(3)は商工業の振興、(4)は観光の振興、(5)は雇用・勤労者対策の推進でございます。

この施策につきましても、以上の五つに区分しているものでありまして、それぞれの施策の内容を記載しているものであります。その主要事業として、四角で囲んでいる部分でございますが、それぞれの区分ごとに項目としてその方策を示しているものでございます。

続きまして44ページでございますが、基本施策の3、「自然と共生する安全なまち」についてでございます。

(1)につきましてもは環境・景観の保全と創造、(2)は公園・緑地・水辺の整備、(3)は上下水道の整備、(4)は環境衛生対策の推進、(5)は消防・防災対策の充実、(6)は交通安全・防犯対策の推進、(7)は地域エネルギーの活用。

基本施策の3につきましてもは以上の七つに区分しているものでありまして、それぞれの施策の内容を記載しているものであります。その主要事業として、四角で囲んだ部分でございますが、七つの区分ごとにそれぞれの項目としてその方策を示しているものでございます。

次に48ページでございますが、基本施策の4、「多様な交流を支えるにぎわいのある快適なまち」でございます。

(1)につきましてもは調和のとれた土地利用の推進、(2)は市街地の整備、(3)は住宅対策の推進、(4)は道路網の整備、(5)は公共交通機関の充実、(6)は港湾・漁港の整備、(7)は情報ネットワークの整備。

基本施策の4につきましてもは、以上の七つに区分しているものでありまして、それぞれの内容を記載しているものでございます。その主要な事業として、四角で囲んだ部分でございますが、それぞれの区分の項目に従って、その方策を示しているものでございます。

続きまして51ページでございますが、基本施策の5、「豊かな人間性と文化をはぐくむまち」でございます。

(1)は生涯学習の推進、(2)は学校教育の充実、(3)は青少年の健全育成、(4)は芸術・文化の振興、(5)はスポーツの振興、(6)は国際交流の充実と地域間交流の推進。

基本施策の5につきましてもは、以上の六つに区分しているものでございます。それぞれの施策内容を記載しているものでございます。その主要事業として、四角で囲んだ部分でございますが、六つの区分ごとにそれぞれの項目としてその方策を示しているものでございます。

次に、54ページでございます。基本施策の6、「みんなでつくるまち」でございます。

(1)は新時代のコミュニティ形成、(2)は人権尊重のまちづくりの推進、(3)は男女共同参画社会の形成、(4)は住民と行政の協働のまちづくりの推進、(5)は自立した自治体経営の確立。

基本施策の6は、以上の五つに区分しているものでございます。その主要事業として、四角で囲んだ部分、それぞれの方策を示しているものでございます。

次に、57ページからは「北海道事業等の推進」でございます。

58ページでございますけれども、1としまして「北海道の役割」として、その内容を記載しているものでございます。

2は、「新町における北海道事業」ということで、この後、ご説明いたします基本施策の事業内容の中で、北海道事業につきまして、これは協議が調った事業をこの表に記載していくというものでございます。

次に、59ページからは「公共施設の適正配置と整備」でございます。

60ページでございますけれども、これは公共施設の配置・整備の方針等を定めているものでございます。

以上が、まちづくりプラン案の協議された内容でございます。

次に、資料の2でございますけれども、基本施策ごとの具体的な事業計画についてでございます。

この資料につきましては、ただいまご説明しました第5章で定めました基本施策の具体的な事業でございます。これは3町から提案された事業計画をもとに、基本施策6本の柱ごとにまとめたものでございます。それを総括表としてまとめたものが、表紙をめくっていただきまして1ページでございます。

ここでは、下の合計欄でございますが、概算事業費総額で159億3,430万円。このうち合併特例債が29億7,200万円、過疎債が24億5,030万円、その他の起債が20億6,540万円でございます。このほかの財源といたしましては、国及び北海道の補助金、それと一般財源ということになるわけでございます。

次に、2ページ目は基本施策の1における事業費をまとめたものでございます。この表の合計額として、概算事業費で11億1,000万円、そのうち合併特例債が6億8,600万円でございます。

3ページをお開き願います。ここでは、区分ごとに事業名を記載してございますが、事業費の入っているものと事業費が空欄になっているものがございます。これにつきましては、3ページ以降、この資料全般についての考え方でございますが、事業費の入っているものにつきましては、合併に伴って行おうとする事業で、合併特例債や過疎債などの起債を使って行う事業をこの計画に示していこうとするものでございます。事業費が掲載されていないものにつきましては、今まで各町で実施してきている事業で、今後も実施していくもの、また合併に伴って集約して行う事業など、さらには各地域で新規にこの計画に示していこうとする事業を載せているものでございます。細かい内容につきましては、3ページから4ページに記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に5ページでございますが、基本施策の2における主な事業費をまとめてございます。

この表の合計額としまして、概算事業費で32億2,640万円、そのうち合併特例債が5,700万円、過疎債が2億1,970万円、その他の起債が1億9,860万円でございます。内容につきましては、6ページから7ページに記載のとおりでございます。

次に、8ページは、基本施策の3における主な事業をまとめたものでございます。

この表の合計額として、概算事業費で70億4,580万円、そのうち合併特例債が8億9,620万円、過疎債が14億7,910万円、その他の起債が13億5,900万円でございます。事業の内容につきましては、

9ページから10ページに記載のとおりでございます。

次に11ページでございますが、基本施策の4における主な事業費をまとめたものでございます。

この表の合計概算事業費で19億2,000万円、そのうち合併特例債が3億4,480万円、過疎債が7億5,150万円、その他の起債が1億700万円でございます。事業の内容につきましては、12ページから13ページに記載のとおりでございます。

次に14ページでございますが、基本施策の5における主な事業費をまとめたものでございます。

この表の合計額としまして、概算事業費で18億3,210万円、そのうち合併特例債が3億2,300万円、その他の起債が4億800万円でございます。事業の内容につきましては、15ページから16ページに記載のとおりでございます。

次に、17ページは基本施策6における主な事業費をまとめたものでございます。

この表の合計額としましては、概算事業費で8億円、そのうち合併特例債が6億6,500万円でございます。事業の内容につきましては、18ページに記載のとおりでございます。

以上が、基本施策1から6までの主要事業の関係でございます。

第2回の新町建設計画策定小委員会で協議されました新町まちづくりプラン策定に係る内容の概要につきましては、以上でございます。

(内田会長)

ただいま平田委員長そしてまた事務局の方から、第2回の新町建設計画策定小委員会の協議の内容について説明がありました。

これについて、それぞれ委員の皆さん方からご発言があれば承ります。

(酒井委員)

先ほどご説明をいただきました件についてお尋ねをしたいと思います。

一つの主幹病院についてでありますけれども、このことにつきましては、総合的医療を行える主幹病院を設置するというお話でございますけれども、ご承知のとおり病院事業というのは非常に厳しい環境の中にあると思います。国の医療制度そのものが、この病院の経営が大変厳しい環境に置かれているということが起因するということのも一つの大きな要因になっているかと思えます。そういった中で、本州方面はこういう公立病院というのは少ないわけですが、北海道については非常に公立病院が多いわけです。そういった中で、全道的に見ても厳しい経営にさらされていると。こういった環境の中で、これから主幹病院を運営していくには大変難しさが伴うわけでございますけれども、したがってこれから主幹病院を置くに当たって、先ほど申し上げました北檜山町の場合は、いわゆる民間病院が存在するわけですが、そういったときにこれから二つの病院がここに共存共栄するということは、大変難しい面が考えられるわけでございますけれども、そういった中でこれからお互いに生きていくために、あるいは町民のニーズにこたえるためには、そういった面をどういう形で町民に知らせながらこの医療制度というものを充実させていくか、その辺をこれからのテーマとして、合併後になるかと思えますけれども、どういう方向へ行くのがよいのか、

そのための調査研究というのは当然必要かと思われます。したがって、小委員会等につきましても、この辺につきましてもは論議があったかと思われますけれども、これからの考え方としてどういうふうな進め方を考えているのか、できれば伺っておきたいというふうに思われます。

(内田会長)

それでは、平田委員長の方からお答えいたされます。

(平田委員長)

具体的に北檜山町内のということになると、おのずから医療機関というものは決まってくるわけですが、どちらの方を主幹病院にするかというのは、今さまざま角度から、あるいは民間という関係の病院もありますので、一方的に私どもの方でこれこれというふうに決めるわけにもまたいかない問題がある。

ただ一つ、公的医療機関としての現在ある北檜山国保のことについては、いろいろ議論といわれますか、検討はして見ました。その中で一つ出てくることは、やはり老朽化が進んでいるということがあります。その改築費の問題をどうするかということもございませす。

それと、ご承知のように、現在の北檜山国保病院の医師の定員というものは、法的に言われますと、約7人の医師が必要だというのが規制的に決められていませす。それで、現在は3人です。これはさまざまな特別な措置の中で3人で経営しているわけございませすが、今回の合併を契機に、合併後の新しいまちについては、こうした医療機関も新規開設ということが当初言われまして、この部分につきましてもは、全国、全道の問題になってくることから、北海道としては「現状を変えない状態であれば、今の3人体制で認めましよう」というのが今の特別な措置的な考え方です。それで、基幹病院としてこれを改築あるいは変更していく場合には、改めて医師の新規の増員をしていくということがございませす。今の規模でも7人程度となりますから、さらに規模の充実ということは、8人、9人という問題になって、果たしてそういう医師の確保ができるのかということが一つと、もう一つは、あれだけの大きな病院を改築するとすると、おおむね北檜山町さんで積算されているものを参考にしませすと、17億というお金が出てきませす。そういったことが一つ議論されたわけで、これは結論としてまだ結果を出しておりませすが、そういう大きな問題があるということもひとつご承知いたされたい。その中で今後、いろいろな角度から、道庁の関係機関、特に保健所の、この二次医療圏の中での医療のあり方というものを含めて、今後議論していききたいと、そう思っておりませす。

(内田会長)

よろしいでしょうか。

(酒井委員)

ただいまご説明いたされまましたけれども、どうかその辺を十分に考慮しながら、これからの取り

進めについては十分に考慮していただければ幸いに思います。

(奥村委員)

前回、第6回のときに、皆さんそれぞれ議会あるいは町民を代表している方がこの協議会の委員になっているわけですが、事この医療に関しては全くの素人だと思うのです。経営的な試算なりシミュレーションはできたとしても、医師の問題、これらもあって、なかなか協議会として、道の地域医療なり医療体制についても、道もいろいろ苦慮しているところです。そういうふうにもとらえています。そんなことで第6回目の会議で、私も委員は、簡単に言いますとずぶの素人なので、それなりのコンサルを導入したらいかがですかというお話をしたのですけれども、何か先ほど聞き漏らしたのか、何かそのように言ったような記憶があるのですけれども、その辺はいかがですか。

(平田委員長)

そのとおりでございます。私もそのことは承知の中で、さっき、今の段階までは、まず3町のそれぞれの立場の中から方向性というものをひとつ、たたき台をつくっていかなければ、コンサルにいきなり、どここのコンサルがここに来て、この3町の今後の医療のあり方の考え方からもコンサルに預けるより、我々はやっぱり行政体として皆さんが素人ではないのです。やっぱりこの地域に医者もおりますし、皆さん方それぞれの事務局長さん、さまざまな人が、プロと言われる人方もいます、この地域に。ですから、まずそういう人方で、最初どういう方向がいいのかさまざまな議論をして、その方向性を見極めてから、必要があればコンサルもお願いして、具体的な規模の問題であるとか経費の問題であるとか、さまざまなものについて専門的な立場からそういうプランニングをつくってもらおうとかということは、今後の問題としてあり得るというふうに思っております。

(内田会長)

よろしいでしょうか。

(奥村委員)

前回の第6回目で話をした。民間に委託をするということも含めて、総合的に北檜山町にセンター・中核病院をつくると、こういうとらえ方でよろしいですか。

(平田委員長)

まず、今の段階ではそういうふうと考えていいと思います。

(内田会長)

ほかにございませんか。

それぞれお二人の方からご意見をいただきましたけれども、それらについて委員長の方から、た

だいま回答がありました。

(何事か言う者あり)

(内田会長)

いや、今、まず順番ですね。順番に……。まず、今の医療圏の問題、いかがですか。桜井委員、何かありますか。何かありましたら、どうぞ。

(桜井委員)

私今、前回のことと続いて、奥村さんも今言ったように、必要であればコンサルタントをとという話で、私もそういう流れで結構だなと思っています。いろいろとまだ議論をする場所があるみたいなので、私は、あえてきょうはこの辺でとどめておいて、この形の中で推移をしていただきたいと、こういう意見です。

以上です。

(真柄委員)

今の町村合併の中の最大の課題の町民要望の一つが、まずこの医療だということで、各理事者を初め、相当この問題には神経を使いつつ、この小委員会でも議論されていると思いますけれども。だから私も、先ほど委員長の口頭報告なのですけれども、非常に委員長の主幹病院を含めた中での発言というのはいろんな意味で差があるし、町民に対しても、今言う本当の地域医療をきちっと合併後守れるのだという形の中では、やっぱりある程度責任を持った形で私たちも文書としてとらえておければ、その方がいいなと私は思うのです。そういうことで、この終わるまで結構ですけれども、私は、先ほどの委員長発言で今の段階では妥当だろうなと思いますけれども、口頭という形ではなくてきちっと委員長報告で私は出していただきたいと思います。ひとつよろしく取り計らいください。

(内田会長)

今、真柄委員が言われるとおりに、これは前に申し上げたけれども、それぞれ町民の方のアンケートの中の67%というのは、この問題について相当心配されているわけですよ。したがって、これは相当慎重に運んでいかなければならないと。そしてまた、本当に3町の町民の皆さん方が安心できるような、そういう結果を生じないといけないというふうに思っておりますので、そうした面で、今それぞれの皆さん方からご意見がありましたけれども、今後は十分そういうことを参考にしながら、慎重に進めていきたいというふうに思っております。

そのほかに、この問題についてございませんか。

(「いや今、口頭説明した資料は出せないの?」と言う者あり)

(内田会長)

いや、口頭でなく、委員長報告としてずばっと言ってほしい、ということ。

(「紙で出せば……」という者あり)

(真柄委員)

先ほどの平田委員長の報告した書類というのは、私ちょっと、できれば、差し支えなければ、私たち委員としてきちとした形で報告してくれればと、提出していただけないのですかと。

(内田会長)

それでは、委員長の方からお答えいただきます。

(平田委員長)

私、さっき言った以外のもの、ただ読んだだけですから、そのまま以外のこと何も書いていませんので、そのままお出しすることは結構です。

(内田会長)

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、それぞれご意見をいただきましたけれども、報告第1号につきましては、委員長の報告を了承したいと存じますが、これでよろしいでしょうか。

(「ちょっと一つあるのですけれども。次、2のところとで」という者あり)

(内田会長)

済みません、早まりまして。

次に、資料の2、基本政策に係る主要事業の事業集計についてということで、これについてご意見をいただきます。

(柳田委員)

40ページなのですけれども。新町建設計画の骨格案の40ページ。

この中で、水産業の振興というのがあります。この42ページの四角く囲んだ中には「水産資源種苗生産事業の推進」とか、「増養殖事業の確立」とかというのが明記されておりますけれども、今までずっと考えていたこととちょっと表現の仕方が違うので、これはどういうふうな考え方の中になったのか。確かに、内容としては読めばわかるということになるでしょうけれども、ここに「守り・育て・売る」ということが明記されております。私、「守り・育てる」ということだけであれ

ば、この種苗生産とか増養殖ということには結びつかないのではないかなという気がしないでもないのです。あくまでも「つくる」ということでなければいけないのではないのかなという気がするのですけれども、この考え方に至った経緯を、ちょっとお知らせいただきたいと思うのですが。

(内田会長)

それは事務局の方から。

(駒谷事務局次長)

ただいまのご質問でございますが、「守り・育て・売る」という文言の関係でございます。ここで、「つくる」という言葉が必要でないかという意見かと思うのですけれども、その点につきましては、「つくる」という言葉は確かに、具体的な事業の張りつけの中で種苗の生産事業、養殖事業という部分が入っております関係から、ここで「つくる」というのをあえて入れなかったということなのですけれども。

(柳田委員)

考え方はそういう考えだったと思うのですが、あえて固執して言うことになろうと思えますけれども、やはり「守る」という表現ではいかがかなという気がしないでもありません。やはり、つくるということが守るといふことなのだから、「つくる」ではないのかなという気がするのですよ。

(駒谷事務局次長)

ただいまのご意見を十分踏まえまして、次回の小委員会で再度協議していただきたいなというふうに考えております。

(内田会長)

そのほかに、ございませんか。

(真柄委員)

それでは、今のこの事業集計表によってある程度の事業量、各町単独あるいは今継続のものも含めて、合併に向かったの、これ、集計表としては私ども今、初めてこういう形でいただきましたけれども、これを最終的にどのような形で法定協の中、次の段階でどういう形で……。これを全部羅列して、これがきょうの段階で認められましたよという形になるのかどうなのか、その辺を含めて、これからについての基本計画についての考え方を少し……。今はただこの報告だけで、あと何かありませんかと言われても、私どもちょっと困るのですよね。その先の方で、その後どのような計画で持っていこうとしているのか、わかる範囲で構わないですけれども教えていただければなと思いますけれども。

(駒谷事務局次長)

この事業の集計表でございます。冒頭、委員長からの報告でもありましたとおり、まだこの事業につきましても協議中の内容でございます、次回の小委員会でもまだ確認していくものでございます。最終的にこのまちづくりプラン、新町建設計画の別冊という形で仕上げたいというふうに考えておりますし、この決定いただいた事業をもとにしまして、このプランの前段、前報告した部分にあるわけですが、各町の整備の方針というものをこの事業を絡めた中でつくり上げていきたいというふうに考えておりますし、またこれからの小委員会での協議になりますけれども、将来の財政計画をつくる上での基礎数値としてとらえていきたいというふうに考えております。

(真柄委員)

多分、私もそうだと思いますけれども、ただ、今言う来年度に向けての合併のあれからいくと、前の委員会でもありましたけれども、なかなか時間が思ったほどないのではないかと。そうしたら、大体この次までに、今幹事会等でもますますこういう作業が進んで整理していくのしょうけれども、この次あたりまでどのぐらいの作業行程で進んでいくのか。ということは、これ、各町の定例会等の絡みもありますので、やはり大事なことは各町単位でもいろんな議論も進んでいくでしょうから、大体の目安というのを……。

そうしたら、この今の主計画は今の合併協議会の報告として全町的な形では数字としては回らないということ、これも回るのですか。数字でまたさらに近いうちに整理した形でとなると、非常に混乱するだけで、ポイントを整理できるかできないかという心配が私もあるのですよ。そういうことを含めて、作業的、時間的なものも含めて大丈夫なのですか。

(駒谷事務局次長)

時期的なものということでございますが、9月にもう一度小委員会を開催していただきまして、このプラン全体の各協議と、それとこの事業の集計の関係をまとめていただきまして、10月にはこのプランのダイジェスト版のたたき台を作成していければと考えております。

(柳田委員)

確かに説明のとおり、調整が確定されたものでないからやはり微妙な問題であって、詳しいところまでは我々の前では説明という形にならないと。いや、よくわかります。私もそうだと思います。同じような例えば項目があったとしても、合併になったことによってお互いに今二つあるものが一つになっても十分なのだよというものもできてくるかもわかりませんし、またいろんな形で、我々も特別委員会を持っているように、またこれを初めて見せていただきましたので、これを特別委員会などで新町計画の中で何かあるのではないかと出るかもわかりません。そしてまた、町民の皆様からも、こういうのも計画の中に入れてほしいのだというものがあるかもわかりません。それをやはり反映させるかさせないかは別にしても、やはりそういう考えも述べていかなければいけない。

だから今、これを直ちに調整確定ということでないのだということはよくわかります。だから、これはこれとして、今後、次の回にいろんな新しいものが出てきたときはまた調整するということがよろしいのではないのでしょうか。

(内田会長)

いやいや、今、これがすべてが決定したということではなくして、各町からいわゆる計画を上げていただいたその集計ができたということなのですね。この集計についても今後、それぞれの検討委員会の中で、さっき柳田委員が言われたように、当然これは今別個に来ているわけですから、共同でできるものもあるのではないかという、そういう精査をしながら、本当にむだのないような計画をこれから審議をして、当然、議会の皆さん方の協力もいただきながら、本当にむだのないようなもので改革のできるような事業を行わないと、これはあくまでも起債ですから借金が後に残るわけですから、これは相当慎重に事を運んでいかなければならないということでございますので、これらについても今後、今それぞれの委員の皆さん方が言われたように、慎重にこの審議をしていかなければならないというふうに思っているわけでありまして。

したがって、この結果というのはあくまでも集計の段階であるし、これからいろいろそうした中身について議論をしていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思いますが、そのほかに何かございませんでしょうか。

(酒井委員)

今のお話の中で、集計作業をしながらということをお聞きしましたけれども、当然、ダイジェスト版を出す場合、これらについては広く皆さんに行き渡るわけですね。そうした場合に、それがあたかも現実的なとらえ方をされるという危険が多分にあるわけですね。したがって、それを出す段階の前でやはりある程度精査をする。これは当然、時間がかかりますけれども、その辺では十分に時間を要しながらやっていただきたいというふうに、希望ですけれども、その辺十分に考慮していただきたいというふうに思います。

(内田会長)

先ほど事務局の方からもお話がありましたように、そういう段階ですので、きょう傍聴においでになっている方にもまだその資料というものは出していないということでございますので、これをこれから十分に審議をし、そして完全なものにして、それぞれ皆さん方に報告をするということでございますので、そういう取り進めで行きたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(桜井委員)

私からもちょっとお願いしたいのですが、そのダイジェスト版を出すとき、今、町民の方々の当然気にしているのは、新町になるときの財政的な問題の部分です。ですから、この新町の新しい計画に関して当然皆さんも期待もしているし、合併したときのどういう図を描くのかというのは随分

大変なことですけれども、本当に期待もしております。ですけどその裏腹に、財政の部分も気にしているということも確かでございます。ですから、その辺も考慮しながら、今、酒井委員からも出たように、その辺がわかりやすく町民に伝わるようなダイジェスト版にぜひしてほしいなど、こう思っております。

(内田会長)

今、そうしますと、そうした案について考えておりますので、事務局の方から報告させます。

(駒谷事務局次長)

ダイジェスト版の話になっているわけでございますけれども、先ほど説明したように、ダイジェスト版ができましたら、協議会に諮って決定するわけでございますけれども、そのダイジェスト版をもとにしまして、この合併協議会が3町の町民に説明会を考えていきたいというのが、この建設計画を策定する段階で一番最初にスケジュールのご説明をしたときに、その件をご説明したわけでございますけれども、そのような経過を経て、最終的に新町の建設計画を決定していくということになるわけでございます。

以上です。

(内田会長)

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

なければ、ただいまの委員長報告のとおりご承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、報告第1号については、了承することにいたします。

報告第2号 新町名候補選定小委員会経過報告について

(内田会長)

続いて、日程第3、報告第2号 新町名候補選定小委員会経過報告についてを議題といたします。事務局から、報告第2号の議案について朗読をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、4ページ目でございます。

報告第2号 新町名候補選定小委員会経過報告について。

新町名候補選定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告の提出があったので報告する。

平成16年8月27日報告、檜山北部3町合併協議会会長。

(内田会長)

続きまして、新町名候補選定小委員会委員長の花田副会長より、第2回新町名候補選定小委員会の経過について報告をしていただきたいと思います。

(花田委員長)

それでは、皆さんのお手元でございます報告資料の5ページ以降からお目通しをいただきながら、お聞きとどめいただきたいと思います。

平成16年8月23日に開催いたしました第2回の新しい町の名前の候補を選ぶ選定小委員会において協議されました経過内容につきまして、ご報告を申し上げたいと存じます。

協議いたしました経過内容につきましては、ただいま申し上げた、次のページの6ページの関係なのですが、小委員会の経過をまとめさせていただいてご報告申し上げたいと思います。

まず最初に、小委員会の開催日時についてであります。平成16年8月23日の午前10時から正午までの約2時間にわたって、北檜山町健康センターにおいて、出席委員8名、当時都合で欠席2名がおりましたが、協議を行ったところでございます。

次に、協議内容であります。最初に報告第1号として、「新町名候補の公募結果について」を議題といたしまして、ご案内のとおり7月1日から8月10日までの41日間にわたって、3町の住民の方を初め、3町の出身者またはゆかりのある方々から、新町名の公募をいたしました。

恐れ入りますが、お手元の11ページをお開きいただきたいと思います。新町名候補の公募結果の内容について事務局から詳細の説明を受けまして、小委員会としてその報告を了承したところでございます。公募結果について申し上げますと、応募総数は1,097件で、そのうち有効件数が、有効件数ということはいろいろと実在する名前とダブっている、そういうことを除いての有効でございます。有効件数が1,069件、無効件数が28件ございまして、有効分における新町名の種類数は128件、128種類といってもよろしいのではないかと思います。この一覧表については、13ページから18ページに五十音順に整理をいたしております。

また、11ページに戻っていただきまして、住所別では、3町の住民の方から650件で、構成比率60.8%になっております。道内からは268件で25.1%、道外から151件の14.1%でございました。

男女別で申し上げますと、男性が532件、女性が537件でありまして、年齢別では、次の12ページのところがございますように、7歳から96歳までの方々からご応募をいただいたところでございま

す。また、無効となった件数が先ほど申し上げましたように28件ございまして、同一人物が複数枚応募したとかというものが23件、全国に同じような町名が存在しているものが5件ございました。

次に、議案第1号の新町名候補の選定についてを議題といたしまして、協議を行いました。

新町名候補の選定につきましては、19ページをお開きいただきたいのですが、19ページの「新町名候補選定手順」に基づきまして選定を行うことを確認して、まず最初に、各委員、当日は8名でございました。各委員による第1次選考として新町名候補の公募結果一覧表に記載されている128件の候補の中から、新しい町の名前にふさわしいと思われる作品について各委員が3点ずつ無記名の投票で選び出すことを決めまして投票を行いました。その結果、前に戻っていただきますが、8ページから9ページにありますように、15種類の新町名候補がテーブルに上ったわけであります。

続いて、この中から第2次選考として、実はこの小委員会の名前の選考に当たっては、その候補として5ないし10の候補名を選ぶことを一つの目安としてございました。そういうことでございまずので、10点以内の新町名候補を委員全員の協議によって選定いたしましたところ、7ページにございますように「新町名候補の選定結果」のとおり、6作品を選ばせていただいたところでございます。

No.1として、漢字で「瀬棚町」でございます。

選定の主な理由としては、現在使われている町の名前であるということ。地域の歴史・文化にちなんだ名前であるということ。

No.2として、平仮名で「せたな町」でございます。

選定の主な理由としては、地域の歴史・文化にちなんだ名前であるということ。地域を対外的にアピールできる名前であるということ。地域の知名度が向上できる名前であるということ。

No.3として、漢字で「北檜山町」でございます。

選定の主な理由としては、地域の特徴をあらわす名前であるということ。地域の歴史・文化にちなんだ名前であるということと、住民などの理想・願いにちなんだ名前であるということでありました。

No.4として、「大成町」でございます。

選定の主な理由としては、地域の特徴をあらわす名前であるということ。地域の歴史・文化にちなんだ名前であるということと、住民等の理想・願いにちなんだ名前であるということでありました。

No.5として、「狩場町」漢字でございりますが、選定の主な理由としては、地域が地理的にイメージできる名前である、ということでありました。

No.6として、「西幸町」でございます。

選定の主な理由としては、地域が地理的にイメージできる名前であるということ。

以上、この6点を小委員会として決定いたしまして、本日の協議会に報告をさせていただいたところでございます。

次に、議題第2号として、郡の所属の取扱いについてを議題といたしまして協議いたしました。お手元の22ページの議案に提案されている事項につきましては、いずれにいたしましても新しい町

の郡の所属を、「瀬棚郡」にするのか、「久遠郡」にするのか、あるいはまた新たな郡名を設けるのか、一つを選択して北海道に対して働きかけを行っていかねばならない問題であります。小委員会としては、現段階においては結論を出さないで、前段申し上げた新しい町の名前が決定した後において、再度協議を行いたいというところでございます。

以上のとおり、第2回目の新町名候補選定小委員会で協議された経過についてのご報告とさせていただきます。

(内田会長)

ただいま花田委員長より、第2回新町名候補選定小委員会の協議の内容、そしてまた郡の所属の取扱いについての説明がございましたが、ただいまの報告事項全般について何か皆さん方のご意見があれば承りたいと存じます。

(中山委員)

それぞれの角度からアンケートをいただいて、1,097と。出した方はそれぞれ、そのまち、その地域の思いを持って出したと思います。その中で、一応候補選考で15点上がりまして、六つに絞ったということなのですが、非常にそれぞれ皆さんが思いを持って、住民の方、地域の方がやった中で、6点でなくて、この15の中でもう何点か検討できるものなのか、またその辺を入れた中で新町の名前のあれを考えていった方が、いけるのかなという感じも私はしますので、今ちょっと質問したわけでございます。

(花田委員長)

実は、今ご質問いただきましたように、悩みました。当日、10人のうち8人の出席委員でございましたから、それぞれ仕事の都合とかでお二人の方が出席されないことも考えまして、当初は、全員で1点ずつやったら、ダブってもどういう結果が出るのかなという、こういうことがありましたが、それらのこともそしゃくして、出席委員が無記名で三つまでということで、15そろいました。それを10以内ということで、それぞれ各委員協議のもとに六つという、こういうことでございます。その背景にあるのは、それぞれ五十音に並んでいるところもありますので、各委員さんも同じような思いを大事にして、その1票を投じてくれたのだらうと思います。今考えますときに、恐らく中山委員のおっしゃる気持ちの一端も私も理解できる部分がございますので……。

私、この一つの案として小委員会のこと、いわば総会ですよ、これはね。総会に提示して、またご意見をちょうだいすると。やはり皆さんの総意として、いま少し拡大した中からもう少し選択肢を多くしてと、こういうことであれば、再度近く小委員会開催で皆さんの意見を集めてまいりたいものだと、このように考えております。

(内田会長)

ただいま委員長の方から報告がございました。ちょっと待ってください。

(柳田委員)

そうはいかないのではないですかね。小委員会がお任せいただいて、5点から10点ぐらいだということで絞らせていただいて、結果としてそれが6個になった。7個になるか8個になるかもわからなかった、けれども、しかし6個になった。それはやっぱり自信を持ってというか、責任を持った中で、こちらに、全員協議会の中に上げさせていただいたということ踏まえれば、やはりその六つの中で論議を深めていかなければいけない問題ではないのでしょうか、と思いますけれども。

(桜井委員)

私も柳田委員とほとんど同じだと思います。やはり、この小委員会にした制度を、ほかの小委員会もそうですけれども、その10人の方々にそれを依頼して、もちろんそれは決定事項ではございませんけれども、これを十分考慮して皆さんがご意見を出していただくというのが法定のこの場だと思いますので、その辺もう一度皆さんにお計らいして、再度、小委員会に関するものに関する位置づけをちゃんとした上で、もう一度お話をさせていただきたいと思います。

(内田会長)

これは私、お二人に反論するわけではないのですけれども、小委員会というものは、以前、柳田委員からもお話がありましたけれども、小委員会で決まったものはすべてそのまま通るのでは何も協議会の意味がないのではないかというご発言があったはずですよ。したがって、今回、中山委員さんが言われるのは、せっかく応募してくれたわけだから、それは前にも得票にかかわらないでということもありましたので、そうした中で、今6点あるのを、仮にこの中では5点から10点というまでがありましたものですから、そこをひとつふやして審議をしたらどうだという発言がありましたので、委員長は、これは総会の場ですから、皆さんの意見があればそういうふうなこともいいのではないかとございますので。そうでないと、小委員会で決めたものは絶対曲げられないということになると、今後、そうした議論の中で、ではこの協議会というのは一体何なのだということになりますので、その点をもう少し弾力的な考え方の中でやっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

そのほかにございませんか。

(工藤委員)

関連していることでちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

ただいま花田委員長さんからご報告をいただきまして、以前のこの協議会におきまして新町名の小委員会を設定する協議をされた段階では、公募数にはこだわらないということも話し合いされましたし、その時点で、私の記憶が間違っているかもしれませんが、4点か5点の応募数を上げてということをお記憶しておりましたのですけれども、間違いでしたら失礼な発言ですけれども。

それから今、新町名の候補の選定結果をここに記載されておりまして、応募された数字も8、9

ページにありまして、「瀬棚町」が551、それから平仮名で161、「北檜山町」が92、「大成町」が27、「狩場町」が22、それから「西幸町」というのが1なのですけれども、これ、数にこだわらないということも事前に自分で申し上げて、そしてその後、今どうして1票なのここに記載されているのでしょうかということをご質問するのも何か変だと思えますけれども、皆さんいろいろと審議されてここに記載されたものではないかとは思いますが、小委員会の中でもう一つご質問させていただきたいのは、瀬棚町、漢字と平仮名、これを一緒にされるということのお話し合いはなされませんでしたでしょうか。小委員会の段階で。

(花田委員長)

後ろの方からまいります、そういうお話はありました。平仮名、漢字というのはそれぞれ応募するときの形で、このことをその方が整理して、いろんな方法、漢字で書いて、さらに括弧でこういう平仮名とか、極端に片仮名もありましたよと、こういうことを票数を入れるわけではございませんから、そういうまとめ方もいいのではないかと。随分この種については議論を深めたつもりでございますが、やはりそれぞれの思いがありますだけに、あえて分類したということ。

それから、中段の方の1票。仮に1000対1といえども、やはりその名前に応募した趣旨というのがございますだけに、私は1000対1でも、やはりそのものが皆さんに響くものがあれば、それはその中に選ばれて当然だと、私はこのように思います。

それで、最初の方の4点、5点という限定は私はなかったと思って、「5ないし10」という表現でご説明をさせていただいてきた、そのように受けとめておりますので、何であればまた後日、確認をさせていただきます。

(内田会長)

先ほど工藤委員の方からもお話しありました、瀬棚町が二つ、漢字と平仮名があるということで、それは一つにすべきでないかというご意見は確かにありました。でも、その内容の中に、161人の方が平仮名の「せたな」という、伝統的ないろいろなことについては、それは皆、同じ考えなのですけれども、ここにもありますように、平仮名というのはやさしい感じがするのでないかというようなことで、これは票に関係ないといえども、そういう思いの人たちが寄せていただいておりますから、そうした面でこれも対象にした方がいいのではないかと、そういう結果で3票選んだわけですが、結果的にはこの名前もその委員の中からそういう選考があったということで、それで二つに……。どちらか一つでもいいのでしょうかけれども、そうした中で、漢字と平仮名というものが、やはりそうした方がいいのではないかと。

それでは、今、町名の問題でちょっと混乱をしておりますので、暫時休憩をいたします。

(休憩)

(午後2時45分)

(再開)

(午後2時58分)

(内田会長)

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

ただいま新町名の策定について、いろいろご意見をいただきました。

まず、この案件につきましては今まとめさせていただきましたけれども、この案件につきましては報告事項ということでもありますので、第2回新町名候補選定小委員会の経過報告としてご了承いただきたいと。ただいま中山委員からお話がありました6点ではなく、何点かふやしたらどうだというご意見につきましては、協議事項として次回の協議会に提案をさせていただきますので、その場で意見の提案をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

どうですか、柳田委員さん。

(何事か言う者あり)

(内田会長)

今は、とにかく委員会がこうなったという報告で受けとめていただきたい。それで、ただいま意見の出たことについては、今度の協議会の中でひとつ議論していただくというようなこと、次回。

(何事か言う者あり)

(柳田委員)

そうしたら、新町の名称についてはきょうはこれで終わっておいて、報告で終わったとして、次の協議会においても一度話し合いしようということに理解してよろしいのですか。

(内田会長)

そうです、そういうことです。

(道高事務局長)

事務局としては、小委員会での報告事項でございますので、ほかの委員会もそうですけれども、この結果については報告として受けとめていただきましたので了承していただき、この新町の名称につきましては、今、継続審議になっております。小委員会の方での協議で調整してくださいということになっていきますから、この結果がきょう、小委員会から報告されたということでございます。これを受けまして、次回の協議会において正式に協議事項として「新町の名称について」ということで提案をさせてもらいたい。これは一つのたたき台でございますから、決してその場において、協議の場において今言ったような意見が出るかと思いますが、それは全体の協議会の中でその辺の判断をしていただいて決定をしていただければというふうに考えているところでございます。

(柳田委員)

そうしたら、きょうは報告として、次回に協議するということなのですが、そうしたら前回のどうか、小委員会においての15項目というものが上がった、その範囲の中ということなのか、それとも改めて差し戻しという形になるのかどうなのか、それを確認させてください。

(道高事務局長)

あくまでも、小委員会のこの調整、要するに協議会の方で、小委員会の方に「調整してくださいよ」ということで委員会をつくっていただいてやりました結果に基づきながら、調整案を提案させてもらうことになるわけですけれども、ただそれが協議会全員の中でこの今6点でいいのかどうかということで、全体の協議会の皆さんの中で正式に協議していただいて、最終的に協議会ですから、そのことについてもお諮り申し上げながら、そして最終的にどのような方法で決めるのかということが協議されていくものだろうと思っています。

(柳田委員)

運営については会長がなさるわけで、それはこの次でもよろしいと思います。しかし、せっかくお言葉が出たわけですね。もっと数があってもいいのではないかなという、報告を受けてそういう案が出た、考え方が出たということになれば、何か時期的な問題を言えば、慌てているようなふうにとられたら心外なのですが、きょうこの場でそれをやるということはできないものなのですか。もし、やるとしてもだめなものなのですか、どちらなのですか。

(道高事務局長)

それは、協議事項として、改めてこれは幹事会等でまた調整といいますか、その辺の打ち合わせをしまして正式に提案をすることになりますので、きょうはこれを報告事項でございますので、それをすぐ決めていくことにはならないのかなというふうに思っていますので、その辺何とぞご了承いただきたいと思います。

(桜井委員)

幹事会の方にちょっと言いたいことがあるのですが、前に法定協でこの新町名のことについてお話しされたときに、5点ほどにまず絞っていただいて、きょう法定協のこの席に出して、またそれをさらに絞っていくのだというような協議をして進めたいと、こんな議事録が私は残っているのではないかと考えているのです。それで、もし確かめて違っていれば謝りたいと思いますけれども、間違いなくそのように残っていると思いますけれども、きょうの進み方を見ますと、私も先ほど言ったように、確かに小委員会で決定事項ではございません。それをもって皆さんでお話ししやすいたたき台を持ってくるわけですから、いろんな話し合いが出て結構ですが、私はこの小委員会をつくる目的と趣旨をしっかりと皆さんがご理解して、今後の進めに幹事会もそれに揺れないように、きっちりその辺を整理しながら進んでいただきたいと、こう思います。

余り時間がない中で、大事な部分であっちへ行ったりこっちへ行ったりするということは、時間

をむだに使うことになりますから、これは本当に整理しながら進んでいただきたいと思います。当然、町民の方々はこの会議の話を聞いておりますから、町民の方々が納得いくような小委員会並びに法定協の進みにしていただきたいと思います。

以上です。

(内田会長)

では、幹事会の内容について、ちょっと説明させます。

(福島幹事長)

幹事会の方にお話ございましたので……。新町名の候補の選定の手順というのが手元にあるのかと思います。19ページでございますけれども、これは皆さんで確認をしております、小委員会での選定につきましては、ここに書いてありますように、5点から10点程度を選定し、選定の理由を付して委員長が協議会に報告を行うということで、これはそれぞれ委員の皆さん方もご了承をされておられるのではないだろうかというふうに思っておりますが、これは選定委員会の方で、特に選定の段階でそういうようなことを再度確認はしておりますけれども、全体の中でもそういうような報告がされたのではないかとというふうに記憶しておりますけれども、そういう中で小委員会の方では協議をして選定をし、15点の中からさらに6点に絞り込んだというような経緯でございます。ですから、これはあくまでも今回については、先ほど事務局の方からもお話しありましたように、報告という形で小委員会のご報告をされたわけでございますから、それを尊重していくというのが本来の趣旨だというふうに思っております。しかし、その中で、この6点では少し足りないのではないかと、こういうような意見があったわけでございますから、これは先ほども申し上げておりますように、今は報告ですからこれを了承していただいて、さらにそれを、新町名を決定する段階の協議会で十分その辺ことも協議をし、しかもこの委員会の決定ということ、選定した理由もあるわけですから、それらも尊重した上で、そういうことを加味し、十分検討し、結論を出していただくというのが一番いい方法ではないだろうかというふうに私どもは考えているわけでございます。

ですから、最終決定機関は、あくまでも全体のこの協議会で決定するということになりますので、その辺のことはひとつご了承をいただきたいというふうに思います。

(斎藤委員)

ただいま幹事会の方からいろいろご答弁がありましたけれども、どうでしょう、とりあえずこれは小委員会の報告でありますから、とりあえずここで了承するというので、さらにまた検討していただくということによろしいのではないのでしょうか。私はその意見によろしいかと思えます。

(成田委員)

きょうは報告という形の中で……。そうすると、次回の協議会の中で決定という形に持っていったらいいと思います、私は。余りにも時間をかけ過ぎると、いろいろな作業の中で時間が足りない

ような状態なので、この次の協議会では決定に向けた形での提案をしていただきたいと。その辺、お願いします。

(内田会長)

そうすると、次回ということになると9月になります。その前に、小委員会の中できょうのこの状況を踏まえながら検討していただいて、そしてそれを提案し、9月の次回の協議会の中で決定をするという、そういうことでよろしいのでしょうか？

(「いや、違います」と言う者あり)

(柳田委員)

今、会長がマイクなしで言っていることと僕はそっくりなのです。これ、小委員会というのは、協議会から付託された事項について調査・審査するという責任を持っているわけですよ。責任を持ってということは、慎重審議の中で責任を持って上げさせていただいた、ということになると思うのです。確かに、いろんな方がお集まりなのでご意見もたくさんあると思います。しかし、それもよくご理解なさらないと、ますます混乱するのではないのでしょうか。

(奥村委員)

あくまでも、全員が集まった協議会で、あらゆることが今後最終的に決まっていくのだらうと思いますけれども、きょうの場合は、小委員会の報告に対して委員の中から意見があったと、これにとどめてもらわなかったら、そこを仕切りをきちっとしてもらわなかったら、もう一回小委員会に差し戻すとか、そして新たに9月なら9月の協議会にかけるとか、こういう仕切りをしてもらわなかったら、今後同じようなことが、別な問題で意見を言ったときに、同じことを何回もやるのですか。その辺をきょう、きちっと仕切りだけは、ルールだけは決めてください。お願いします。

(中島委員)

奥村委員の意見と同じなのですが、今、報告だけで小委員会はいいのですね。いいのですけれども、それで協議会に持ってきたときに、委員の中から「6点でなくて、もう少し」という意見ですから、それを踏まえて、来月の協議会の前に小委員会をもう一回開いてもらって、そのときその小委員会の中でどうしても6点より譲れないという意見なら、そのままでもいいし、あるいはまたふやしてもいいと、こういうことに……。委員会は、その中で原案をつくったものを協議会に持ってくるのだらうと、こういうふうに思うのです。ですから、この次の協議会の前にもう一回、大変でしょうけれども委員会を開いてもらって、協議会に提出をしていただければ、そのままそこで決まるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(内田会長)

ちょっとまたここで休憩します。

(休憩) (午後3時13分)
(再開) (午後3時18分)

(内田会長)

それでは、再開いたします。

本件につきましては、花田委員長の方から最終報告をさせていただきます。

(花田委員長)

私が余分に気を使ったことで、皆さんのそれこそ余分な神経を使わせたことを深くおわび申し上げます。

私は、当協議会から付託された事項について、先ほど申し上げた6項目を報告申し上げます。このことはそのことをご了承いただいた上で、中山委員のご発言についてはこの協議会の議題の中で今度検討していただくと、こういうことで整理をして対処してほしいと、このことを申し上げて説明にかえさせていただきます。

(内田会長)

今、花田委員長の方から報告のあったとおりでございます。ご了承いただけますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

ありがとうございます。いろいろご意見をいただきました。

それでは、今回につきましては報告事項ということで承認をいただきたいと存じます。それに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、了承をいたします。

報告第3号 議会議員定数・任期検討小委員会経過報告について

(内田会長)

それでは続きまして、日程第4、報告第3号 議会議員定数・任期検討小委員会経過報告につい

てを議題といたします。

事務局から、報告第3号の議案について朗読をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、別冊の30ページでございます。

報告第3号、議会議員定数・任期検討小委員会経過報告について。

議会議員定数・任期検討小委員会委員長から、檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び議会議員任期・定数検討小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する

平成16年8月27日報告、檜山北部3町合併協議会会長。

以上でございます。

(内田会長)

続きまして、議会議員定数・任期検討小委員会の高畑委員長より、第1回議会議員定数・任期検討小委員会の経過について報告をしていただきます。

(高畑委員長)

それでは、私から委員長の立場として、平成16年8月23日開催いたしました第1回議会議員定数・任期検討小委員会について協議されました経過内容につきまして、ご報告申し上げたいと思います。

協議いたしました経過内容につきましては、本日配付されました別冊の小委員会経過報告書の32ページによりまして報告をさせていただきます。

まず最初に、小委員会の開催日時であります。平成16年8月23日、午後1時30分から午後3時までの1時間30分にわたって、北檜山町健康センターにおきまして、全委員10名が出席いたしまして協議を行ったところでございます。

次に、協議内容であります。日程第1として議案第1号の委員長及び副委員長の互選を行い、指名推選によりまして、委員長には私、高畑と、副委員長には北檜山町町民代表の中島委員さんがそれぞれ選出されたところでございます。

続いて、日程第2として、議案第2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたしまして協議を行いました。最初に私から、各委員の皆さん方に協議を進めるに当たって申し上げさせていただいたことは、この協議項目については第3回目の合併協議会において多種多様な問題が考えられることとして、小委員会の中でその方向性について十分議論して調整していただきたいという付託案件であることから、各委員の皆さんが任意協議会で示された在任特例制度を適用するとした調整内容の原案について、どのようにご意見があるのか、考え方を率直にお話ししていただきたいと、このようにお願いいたしましたところでございます。

その結果、各委員さんの提案された意見をまとめてみますと、第1として、町民の意見の中には、

財政事情を考慮した場合、合併後に設置選挙をすべきでないのかとの意見があるので、在任特例制度を適用しないことを検討すべきでないか、という意見でございます。

二つ目として、在任特例を適用する場合には、住民に十分理解していただく必要があるのではないかという意見と、また在任特例を適用した場合、その後に行われる一般選挙では、議員の法定数22名を削減すべきでないか、という意見であること。

また三つ目として、法で定める議員の在任特例制度は、国が勧めているように、合併すると周辺町の住民の声が新町に反映されないのではないのかという不安があるということや、さらには今までのまちづくりの実績がなくなるなどの懸念解消のため、現在の議会議員の任期を上限2年間としたものであるということ。このことにより、現議員は新町の予算2回、決算1回の審議ができるのであるということで、加えて住民の不安解消のためと行政の継続性を監視するためにも、在任特例の2年以内に適用することが望ましいのではないかと等々の意見が出されまして、小委員会としてはこれらの意見を踏まえ、次のとおり調整案を決定いたしましたところでございます。

その調整案につきまして、まず1点目として、任意協議会の調整原案のとおり在任特例を適用するものであること。

2点目として、在任特例の適用期間は、北檜山町議会議員の任期満了の平成19年4月29日までとする。

3点目として、議員定数については合併時に条例に定めなければなりませんので、在任特例適用による在職議員の39人とする。なお、在任特例任期後には、定数については新町議会で協議して決定する。

4点目としては、選挙区の設置については、新町議会で協議して決定するということであります。

以上のとおり、第1回目の議会議員定数・任期検討小委員会で協議された経過について報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(内田会長)

ただいま高畑委員長から、第1回議会議員定数・任期検討小委員会における協議の内容につきまして報告をしていただきました。

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会といたしまして全委員から任意協議会での調整原案についてどのようにご意見があるのか、あるいはまた考えを持っておられるかということをお聞きするなど、その方向性につきまして協議をされて、調整案を具体的に決定されたということであります。

この経過報告について、委員の皆さん方から何かご意見があれば伺いたしたいと思います、どなたかご発言ございませんでしょうか。

(石川委員)

これには、基本的には議会議員の定数及び任期の取扱いについての3番目に書いてある部分を一番に重視しなければならないと思いますので、このように決定していただきたいと思います。

(奥村委員)

私はこの議会議員定数あるいは任期検討小委員会の委員でないので、努めてほかの小委員会のま
とめたものを尊重したいと思うのですが、私はきょう、協議会の一委員として述べさせていただきます。

私は、3町が合併するのは、あくまでもその根底にあるのは、財政の見直し、立て直しだと思
うのです。このことは、要するに議員定数をまず減らすということが一つ、それから合併したら直ち
にそのことを実行する、私は基本的にそう思っているのです。これはもう協議会で決められるもの
としても、この前段に書いているように、住民の声をもう十分私は聞くべきだと思うのです。あち
こちの合併協議会の中でも、合併したら直ちに議員定数を減らす、あるいは選挙をすべきだとい
う考えがかなり意見としては強い。そういう中で私は、合併したら直ちに選挙、改選すべきだと。そ
して、新町の住民たる皆さんの負担がふえないような措置も、議員みずからとして、私も議員で
すから、議員としても委員としても両方兼ね備えていますけれども、私個人の委員としては、私は即
、22人なら22人の法定定数をもって、合併と同時に決められた期間内で選挙をすべきだと、そうい
ふような考えであります。

(中山委員)

この定数の件なのですが、今、奥村委員の方からありましたように、住民の方は、「何で合併す
るのか」と。やっぱり財政的な問題、いろんなことでもって三つが一つになって、財政的に豊かな
まちにした方がいいのでないかということなのですが、これから新町をつくったら、長い期間を新
町をやっていかなければならないです。だから、私もどちらかといえば、財政的には厳しいから、
即定員を39から22ということになりますけれども、やはり新しいまちをつくるのに準備期間とい
うのが必要なのです。やはりこの新町ができたときに当然、首長の町長は選ばれる。そこでまた、
さらに議員も解散して、またやると。確かに、目先の計算はいいけれども、やはり新しく、長い間
の時期を使ってこのまちをやっていくのだということなるには、やっぱり準備期間というのが必要
ですから、その間、2年になるのか1年半なのかわかりませんが、現状のままです。一つス
テップをやってもらって、それからやった方がいいのでないかという感じは私は、要するに特例を
使った方がいいということでございます。

(奥村委員)

私はこのことについてもかたくなに、ただ財政的に、まず選挙を合併と同時にすぐやるべきだ
という考え方と、やって、例えば新人が出る。既存の今いる議員が必ずなくなるというものでもない
ので、もし選挙をやったとすれば、そうすると、新しいまちの運営、議会体制というのはどうな
るかということぐらいは、私もその辺は理解をしています。けれども、在任期間が2年間あるとい
いながらも、今の場合、今指名された小委員会の案としては1年8カ月なのです。丸々在任特例
を行使するとこういうことになるのですから、もし、即選挙をやって、町政なり議会運営に支障

があるのであれば、もうちょっと短縮すべきことも私は考慮に入れるべきだなと、そういうふうな考えもあわせ持っていますことを、まずお伝え申し上げたいと思います。

(内田会長)

今、3人の方々からご意見がございました。これについて、委員の皆さん方、議会の議員さんがおられますので、大変その点についてはどうしようかなと迷っていると思うのですけれども、私はもう遠慮しないで、自分の思っていることをやはりはっきりと言っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(大野委員)

これ、ちょっと私の意見といたらおかしいのですけれども、私どもやっぱり問題協議会を持ちまして、この問題、議員定数のことを皆さんと話ししました。私、委員長をやっておりますので。改選後もそうなのですが、一体どっちにしたらいいのかなということで、全員が在任特例、これはその旨在任特例を示してくれということで、議員の意見ですから、前のときにもこういう意見がありまして、私は述べた経緯があるのですが。

それで今回、大成町も7月に改選になって、新人議員さんが入ってきたわけです。だから、その意見はまるっきり前の意見を、前の意見として在任特例を使用してくれと。皆さんの意見でしたから報告したわけですが、今回、新人議員も入ってきたし、これから会議も委員会もやる予定であります、報告会を兼ねて。確かにこの問題は、自分に降りかかっている問題ですから、難しい問題だと思います。町民の意見も、多々あると思っていますけれども、どっちにしたらいいのかなということで、私はある程度、小委員会で練っていただいて、その意見に従ったらどうかなという意見がありますけれども、ただ今、前段に申した新人議員さんもあるので、またそのときに検討し、結論が出ますので、報告事項として協議会に報告したいなと思っております。そういうことで。

(内田会長)

今、議員特例というものを、いわゆる特例を受けるかどうかという問題なのですね。今、中山委員の方からは、特例を受けて、きちっとそうしたこれからの新町計画についての議論をすべきでないかというご意見なのです。そうすると、奥村委員は、いや、それは多くの町民の方々が思っておられるように、特例を受けないで一気にそれをやるべきだというようなご意見。受けるか受けないかというご意見。そうすると、大野さんは、受けるという、受けてということですか、どちらですか。

(大野委員)

今、結論を出せというのですか。

(内田会長)

いや、意見は。

(大野委員)

私の意見はだから、これから後日、私方の問題協議会の委員会がありますので、そこで結論を持ってきて報告したいなと思っています。ということは、自分の一人の意見で「いやいや、いいんだよ。特例を使いなさい。あれはあれだよ」ということには……。今、奥村さんがおっしゃっていることは、新人ですからいいと思いますよ、その意見はその意見で尊重して。ただ、在来の前の議員のときの話し合いでは「委員長いいよ。在任特例を使ってくれ」となったわけで。だけど、改選後、今度新人さんがわからないわけですから、そういう経緯は。だから今回、後日にその問題を、こういうことで出ましたので、皆さんどうしますかということ、私の責任分野で皆さんに報告し、皆さんの意見を聞き、ここに報告しなければならない義務があるわけですよ。きょう、どっちにしろといったって、なかなか私は結論出ませんということでございます。

(内田会長)

いや、大野さん、こうなのです。今、それぞれ地元の意見を集約してここに提出するというものではないのです。小委員会の中で、地元の大成町の議長さんが委員長になられて、そして今、それぞれの委員の皆さん方の中で、この特例をどうするか、議員特例というものを使うのか使わないのかという議論が出まして、そうした中で小委員会の中では、さっき委員長から報告がありましたように、特例を使って、そしてまちのきちとした方針を決めるべきだということの中で、小委員会の中では「特例を受けるべきだ」という意見なのです。それを今、報告したわけですよ。

それに対して意見は、今、中山委員さんの方からは「やっぱりそのとおり特例を受けてやるべきだ」という、そして奥村委員さんは「いや、特例は受けるべきでない。町民もやっぱりそういういろいろあるなそうしたあれがあるので、そうした面に対しては反対の意見もあるので、そうした中では特例を受けないで、新町誕生と同時に、50日以内に選挙をやるべきだ」という意見なのです。だから、その意見が二つに分かれたものですから、これはこの中でそれぞれこれは議員という立場でなくして、委員だという立場の中で発言をしていただけないと、議員だという肩書きを持って発言されると、どうしてもなかなかそれは言いづらいというふうには私は思いますので、委員としてまちの将来のために活躍するわけですから、私はそういう意味では、自信を持ってひとつ発言をしていただきたいと思います。

(柳田委員)

会長がおっしゃるとおり、非常に私も身分上言いにくい面もあります。しかし、これは過去の合併の轍を踏まないためにも、こういう特例を使ってもいいのだよという国の方針もある。そういうことも踏まえながら小委員会でご苦労なされたと思いますので、尊重させていただきます。

以上です。

(斎藤委員)

私も今、柳田委員が言った意見に同調なのです。やはり行政の方のいわゆる継続性というものを、これは政治の方でもやはり監視をするという義務もありますし、そしてまた一気に合併と同時に12名を、例えば区割りしないまでも減らすということもいろいろ任意協では検討しましたので、そういう経緯を踏まえても、これはやはり在任特例を適用し、19年4月というのは、これは相当ご苦労されてやられたと思うのですけれども、これは統一選に合わせたのかなという感じをしておりますので、私はそういう点でご苦労いただいたこの原案に対して賛成をします。

(内田会長)

ほかにございませんか。

(朝倉委員)

私は町民の代表として町民の方々といろいろな意見を話すのですけれども、やっぱりこの議員の定数については在任特例を使わないで、奥村さんが先ほど話したように、合併後、直ちにやってほしいと思います。

(内田会長)

ほかにございませんか。

(中山委員)

私も今、町民代表の委員になって、この議員の任期の件については、電話で「おまえ、わかっているだろうな」というようなご意見も聞きます。しかし、私もその中で、やはりきちっと説明をしなければならぬと自分でも思っています。意見を言いつばなしと。それを受けて、委員はまた慎重に考えて、これからの新町をどうしてやっていくかと。今現在の財政のことよりも、これから新町をつかって何十年間をやっていかなければならないと、それが私は大事だということで、友達にも私は言っています。だから、今こそ、1年になろうか2年になるかわかりませんが、3町の議員が集結をしているんなアイデアを出して新町のまちをつくるように、特例を使ってやった方が、私はベターだと思います。

(石川委員)

意見なのですけれども、本当に隣のまちのことはわかりません。別のまちとしてずっと暮らしてきて、今三つのまちが急に一緒になって、では議員さんも全部、政治的とかまちづくりとかずっと継続したことをそこでプツッと切ってしまうと、新しくというよりは、中山委員さんがおっしゃったように、本当にそれぞれのまちから出ている議員さんがみんな力で合わせて土台づくりというものをさせていただきたいなと切に思っています。

(用名委員)

今のも、小委員会の報告なのだというふうなとらえ方をしているわけなのですけれども、私たちの周りといいましょうか、いわゆる地域住民の方々の声を多く耳にするのは、先ほど奥村委員さんがおっしゃったような、財政というようなことをまずメインに考えながらというようなことから、そういうようなことを、今報告あったということではなくて、財政事情を考慮したというようなことで、新町になったときにはすぐそういうことに向かっていくべきだというような、多くのそんな声を耳にしておりますことを申し伝えたいと思います。

(奥村委員)

協議会ですから、それから報告事項に対する意見ですから、聞きとめておいて結構です。決して私、一委員の分際で、「差し戻せ」だとかという話になると、さっきの新町名と同じような、小委員会の権限なり尊重性に欠けますので、意見としてひとつ委員長、とらえてください。そういう意見もあったということ。もし、在任特例、さっき二段構えで話をしたのですけれども、在任特例を使うにしても、努めて短い期間の在任特例についてはやむを得ない、そういうふうに思っております。

(内田会長)

本来だと、高畑委員長さんにお答えをいただきたいと思うのですけれども、それらについて委員長さん、立場もございしますが、いかがですか、委員長さんの方から何か……。

(高畑委員長)

先ほど、さまざまな角度・観点から委員の皆さんから、今、奥村委員さんが言われたような非常に厳しい、きつい言葉もいただきました。それは先ほど報告事項に載せましたが、私も現在9期目に入っております。議会としてはやはりいつも、町民のためにどうすべきかというのが一番議会の責務だろうと、このように考えてございます。そして、現在のこの統合説、やはり新聞紙上ではさまざま課題で各町の合併問題が報ぜられてございます。近隣では、函館、また森、砂原、そういう一つの合併課題に対して在任特例を利用して、議員の交流、そしてまた将来のまちづくり、そういうものに対する案件づくりが大事だという一つの課題としてございますが、私どもも委員の皆さんの意見をちょうだいしまして、私の考え方としては、代表する委員の言葉を尊重しながら、そして数の民主主義の考え方ですが、数の多い賛成論は一つの課題としてどうですかという最終の諮り方をしました。そうすることにおいて、委員の皆さん方から「それで結構でございます」というような言葉をいただいたものですから、このような一つの方向づくりをしたわけでございます。みだりに、ただ在任期間を延ばせばいい、議員として長続きをする在任をつくろうという、そういう考えは毛頭ございません。

そしてまた、一応在任期間を1年8カ月という一つの中で、昨年2月から任意協議会から踏み出して、そしてまた来年、再来年と行くわけですが、現職の議員が合併に向けて新町をつくろうとい

う基盤づくりのために、今こういうようにさまざまな案件を出してございます。もし仮に9月1日に合併して解散した場合、新しい議員が投入されて、この2年間の合併の土台づくりがどれほどまでに理解して、新町づくりのためにやっていけるのかという私どもは一つの心配がございます。だとすれば、この在任期間を1年8カ月の中で、議員の後継者づくりのためにも、新町をきちっと作り上げてバトンタッチをしていきたい。これが現在の持つ議員の考え方であるだろうと、このように考えてございますので、その辺ひとつ、よろしくご理解のほどお願いいたします。

(内田会長)

今、それぞれ皆さん方の方からご意見をいただきました。今、委員長の方からもお話が出ました。私も実は一委員として出席させていただきました。その中で端的に言うと、これは特例を受けないと、すぐ選挙になるわけです。そうすると、選挙区というものがありまして、その選挙区に従って議員が選出されるわけでございます。そうすると、人口割ですから、大成が5、瀬棚が5、北檜山が12という議員の配分とした場合、私が言ったのは、果たして受けなくて、今、大成さんが12、瀬棚町さんが12名の議員がおられるのだけれども、例えばそれが5名になって、町民の皆さん方が財政が厳しいだけで果たして本当にそれで理解ができるのだろうか、安心できるのだろうか、ということを申し上げました。

私も過去に議員の経験がありますから、少なからず議員に立つ以上は、まちの将来の発展のために身を粉にしてでも働きたいというのが議員の方の考え方だと思います。そんな中で、私は、そうした議員の気持ちというのを受け入れながら、対等に新町になったときに、現在の現議員が、数は確かに多くなりますけれども、先ほど話がありましたように特例は2年以内ということですので、何とかそこまで使わなくてもいいのではないかと。それで、特例を生かして協議をし、反面、町民の皆さん方の要望にこたえるためには、思い切って定数を削減をすると。そしてまた、選挙区についても、それぞれ議員の皆さん方が話し合いされて、決まったならば、無理に選挙区もつくらなくても、その場で18なら22、20にするかは、それは皆さんの中の考え方ですけれども、そうした中で、町民がそうした心配をされておるのであれば、そうした心配を払拭するような対応もできるのでなかろうかということで、私も委員の一人としては、特例は使った方がいいのではないかと意見を申し上げたと、そういう経緯でございます。

それでは、いろいろ議論を出していただきました。そういう中で、先ほどの町名の報告の中でもございましたけれども、今回につきましては、小委員会の経過報告ということでご了承をいただきたいと存じますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、経過報告ということでご承認をいただきたいと思います。

ここで、大変お疲れだと思しますので、5分間休憩をさせていただきます。

(休 憩)

(午後 3 時 5 2 分)

(再 開)

(午後 4 時 0 0 分)

(内田会長)

それでは、再開をいたします。

協議第16号 広域連合、一部事務組合等の取扱いについて

(内田会長)

続いて、日程第5、協議第16号 広域連合、一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から、議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

協議第16号 広域連合、一部事務組合等の取扱い(協定項目16)

広域連合、一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項、広域連合、一部事務組合等の取扱い。

調整の内容でございます。

檜山北部広域連合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に事務を新町に引き継ぐ。財産の取扱いについては、合併時までに関係町と協議して決定する。

一部事務組合(檜山広域行政組合、北部檜山衛生センター組合)は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

一部事務組合(狩場葬祭組合)は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。

共同設置機構(檜山管内公平委員会)は、合併の日の前日をもって当該共同設置機構から脱退し、新町において合併の日に当該共同設置機構に加入する。

土地開発公社は、出資金を新町に移行し統合する。

平成16年8月27日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

なお、一番下段にございます「土地開発公社は、出資金を新町に移行し統合する」となっておりますけれども、任意協議会の段階では、実は大成町にも土地開発公社がございましたので、「北檜山町の土地開発公社と大成町を統合する」という表現にしてございました。ただ、大成町の土地開発公社については既に定款を廃止しておりまして、今現在は土地開発公社がございませんので、最後の部分の表現は「土地開発公社は、出資金を新町に移行する」という表現に改めた方がよろしいかと存じます。

それでは、協議第16号 広域連合、一部事務組合等の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。議案の5ページをお開き願います。

上段にございます表につきましては、3町が法令に基づきまして広域連合や一部事務組合として共同で設置し、事務を処理している組織について、主な内容を掲載したものでございます。

一部事務組合として加入しているものとしたしまして、3組合がございます。一つは、檜山広域行政組合です。檜山管内10町の構成で、消防に関する事務、檜山青年の家の管理運営に関する事務などを取り扱っているところでございます。

二つ目は、北部檜山衛生センター組合です。北部4町で構成しておりまして、し尿処理、ごみ処理などに関する事務を取り扱っているところでございます。

三つ目は、狩場葬祭組合です。瀬棚町・北檜山町2町で構成しておりまして、火葬に関する事務を取り扱っているところでございます。

広域連合として加入しているものとしたしまして、檜山北部広域連合がございます。北部4町で構成しておりまして、介護保険事業に関する事務を取り扱っているところでございます。

共同設置機構として加入しているものは、檜山広域行政組合において取り扱っております檜山管内公平委員会がございます。檜山管内10町ほか5団体で構成しておりまして、公平委員会に関する事務を取り扱っているところでございます。

もう一つは、檜山北部広域連合において取り扱っております檜山北部4町介護認定審査会がございます。北部4町で構成しておりまして、介護認定審査に関する事務を取り扱っているところでございます。

一部事務組合、広域連合のほかに、土地開発公社を北檜山町が設置しております。土地の取得、造成、管理処分に関する業務を取り扱っているところでございます。

議案の6ページをお開き願います。一番上でございます「広域連合、一部事務組合」の欄をごらん願います。

一部事務組合、広域連合などを構成する市町村が合併を行う場合には、脱退、加入の手続、規約の変更手続が必要となります。

合併による取扱い事例といたしまして(2)にございます、下の段でございますけれども、「構成市町村間で合併する場合」をごらん願いたいと思います。

新設合併のとき、合併する町村が一部事務組合、広域連合などの構成市町村の一部である場合は、合併する市町村は法人格が消滅するため脱退し、特に加入に支障がないのであれば、新市町村としてもその一部事務組合、広域連合などに加入の手続をすることとなります。引き続き、一部事務組合、広域連合などで処理する場合は、事務処理をどの範囲で行うのか、また経費負担はどうするのかなどについて、関係市町村の間で協議が行われることとなります。また、構成市町村間での協議が調った場合は、規約の変更等について議会の議決に付さなければなりません。財産処分はどうかと申しますと、新しい一部事務組合、広域連合などに引き継ぐ場合は、引き継ぐ旨の協定を議会の議決を経て交わすこととなります。新しい一部事務組合、広域連合などに引き継ぎをしないときは、財産処分を議会の議決に付さなければなりません。

次に議案の7ページ、「合併特例法における特例」をごらん願います。

合併に伴い、一部事務組合、広域連合などの構成町のうち、合併しない町が一つのときは、法律

上は一部事務組合、広域連合などが消滅することとなりますが、合併特例法第9条の第2項の規定におきまして、特例措置として、構成市町村の協議により都道府県知事等の許可を得て法的に引き続き組合等として存続できることとされております。

議案の11ページをお開き願いたいと思います。

今回の合併特例法の改正において第9条第3項の規定が追加され、一部事務組合、広域連合などの構成市町村間の合併で、実際には構成団体の変更がない場合には、合併後、規約が変更されるまでの間、合併の日から最大6カ月間は一部事務組合、広域連合などが存在しているものと見なすという、一部事務組合、広域連合などの変更手続の事務負担の軽減を図る措置も新たに追加されているところでございます。

議案が戻って申しわけございません。議案の7ページを再度、お開き願いたいと思います。下段にございます丸印です。

「共同設置機構及び事務委託」につきましては、共同設置、事務委託など手法は異なりますが、先ほどご説明いたしました広域連合、一部事務組合と同様の取扱いとなるところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

それでは、説明が終わりました。広域連合、一部事務組合等の取扱いについては、任意協議会での調整内容を原案として提案していただいたところでありますが、この調整内容について、ご意見があればちょうだいいたしたいと思います。

(大野委員)

これについては、北檜山衛生センターですよね。これまず1点、今金町が、4町で今まで構成していたわけですが、今金町がどうなるものかなと。新町でもってあれする、新町でもって引き継ぐと書いてありますけれども。

それともう一点は、広域連合のことです。これは現在、今金町に事務所所在地があるのだよということです。そのことについても、これから新町に引き継ぐのはわかるのだけれども、今金町さんが事務所があるから、できればどっち側、どこに持ってくるのかなと、3町の事務所所在地を。それまで決まっているのかなということをお聞きしたい。

その衛生センターのことについては、今金町がこっち側に、構成町の4町に入っていますけれども、これからも同じくやっていくのかなということをお聞きしたいのですが、その辺どうですかね。

(成田事務局次長)

先ほどご説明しました中にもございましたけれども、まず4ページの調整の原案を見ていただきたいと思います。この原案について若干ご説明をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、広域連合につきましては合併の日をもって解散し、合併の日に事務を新町に引き継

ぐとしてございます。これの表現につきましては、実は当時は、任意協議会の段階では、今金町さんが八雲の方の北渡島の協議会に入っているということで、お互いが合併をしていくなれば、連合自体が解散になってしまうのではないかと、という当時の流れで表現をさせていただいたものでございます。それで、この表現であれば明らかに、今檜山北部3町がこのままこの表現を用いますと、合併時には広域連合を解散し、新たに加入はいたしません、という考え方でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、一部事務組合につきましては、これは檜山広域行政組合、檜山北部衛生センター組合も同じですが、3町の考え方としましてはまず合併の日の前、前日に町の法人格が消滅いたしますので、その段階で一たん脱退をさせていただいて、新町になった当日ですが、その日に新たに加入するというようなことで、特に檜山衛生センター組合はそれぞれ財産とかいろいろな負債もございますので、そう簡単には抜けることができるものではないというようなことから、これについては継続して行うという考え方の表現でございます。

あと、狩場葬祭組合は、これは2町、合併町の中の瀬棚町と北檜山町でございますので、そのまま合併すれば、改めて一部事務組合をつくらなくても新町において事務処理が十分可能だということで、これにつきましてはそのまま新町に引き継ぐというような形でございます。

共同設置機構につきましては、それぞれ檜山広域行政組合の中にございますので、檜山広域行政組合にそのまま継続するのであればそのまま継続していくというような形にさせていただきました。

あと、土地開発公社につきましては先ほどご説明しましたけれども、一土地開発公社しかございませんので、新町になった場合はそのまま引き継いでいくというような形の表現になるかということでございます。

以上でございます。

(内田会長)

よろしいですか。

(大野委員)

1点だけ、檜山北部広域連合ですよね。これは、今、事務局から報告があったのですが、新町に引き継ぐ、今金さんはいいんだよという表現、表現というよりやらなければならないと、実施に踏み切ることなのですが、もっとも新町ができるわけですから3町のどこかに広域連合の事務所所在地をはっきり出すということなのでしょうけれども、その辺のかかわり合いというか、今金町さんが、果たしてそれを新町に持ってきても、いいと思うのだけれども、その辺のかかわり合いというのは、北部衛生センターがこっち側の構成員になって、それも協力したいという一つのものがあるでしょうから……。

ただ、広域連合が今スムーズにいつていると思うのです、私。二、三年前から設置されまして、それが果たして事務レベルでこれが本当に来年9月に間に合うのかな……。介護保険とかいろいろな

問題があるでしょう。これは難しい問題ですね。本当に新町に……、そういう自信があるからここに書いてあると思うのだけれども、なかなか難しい問題だと思うな、僕は。それだけの期間、猶予があって、本当にできるのかなということが不安でなりません。その辺のこと、どうですかね。

(小田委員)

今、お話をお聞きしていて、まず委員の皆さんがこの調整内容が本当に理解されているかということ非常に疑問に思いました。ここで言っているのは、特に広域連合と一部事務組合の部分だと思います。ごみ関係と介護保険については4町でやっておるわけです。これについては、一部事務組合の衛生センターについては引き続き4町でやっていく、という調整内容なのですね。そして、この北部広域連合、介護保険については別々にやっていきますよ、という調整内容なのですよ。そこをまず、この調整内容をきちっと踏まえるべきだと思います。あえて言わせていただきましたけれども。

それで、私どももこれを拝見させていただいて、二、三点、私どもの意見なのですけれども、ちょっと言わせていただきたいと思います。

ごみ関係については4町で引き続きやっていくよ、介護保険についてはそれぞれやっていくよ、という内容なのですから、まず一つには、この介護保険の広域連合設立の経過を、私も今年度来ましているいろいろお聞きしました。介護保険のできる法が制定されるに当たって、過去この4町において、平成10年から約四、五年かけて、二転、三転しながらようやくこぎ着けたというような経緯があるというふうにお聞きをしております。それぞれ国や道の補助金なんかも使いながら、本当難産の末、ようやく立ち上げて4町で進んでいると。そして、15年4月から広域連合運用を開始して、この調整内容だとたまたま4町の合併の協議からは残念ながら外れていますけれども、私どもの理解では先ほどお話しありましたように、広域連合、介護保険については15年4月から運用されてそれなりにうまくやっているのかなと、特に大きな問題もなくやっているのではないかというふうに。まず、一つ言いたいことは、広域連合設立のそういう経過があるということを一押しする必要があるのではないかと思います。

それともう一つは、この衛生センターについては4町というか、新町と北檜山も含めてやっていくけれども、介護保険はなぜ別々にやっていくのだと。介護保険については別々にやっていくという、何か理由がきょう示されるのかなと僕は思っていたのですけれども、理由が何もありませんから、そういう客観的、合理的な理由が本当にあるのかというところを、そこら辺をきちっと踏まえて、特にこの介護保険の別々にやるという判断をすべきではないかと。なぜそういうふうにしななければならないのか。僕らの意見で言えば、そんなに膨大な労力と膨大なお金かけてようやく立ち上げて、そして特段問題なく進んでいると我々は認識していますけれども、そういう中で衛生センターの方はやるけれども、介護保険についてはなぜ別々にやるのかというところがきちっとよくわからないというのが現状です。

それともう一つ、3点、補足ですけれども、広域連合解散に係る自治法上の取扱いということなのですけれども、解散に当たっては、自治法の第288条で構成町の議決が必要となるわけなのです

けれども、これで解散になればいろんな財産があるわけですが、その財産処分については、解散と同時に完了するように配慮しなければならない、というふうに理解をしております。そういう意味で、法律上、構成町である今金町の意向というのも当然、しんしゃくしながら決定すべき事項であると思います。

(平田委員)

私は、介護保険の準備段階からずっとかかわった、介護保険といいますか連合のいきさつというのはすべてわかっています。その中からちょっとお話しさせてもらいますけれども、私もこの案については賛成の一委員ですが、これも専門部会が何十回も、それこそこの問題について3町の介護保険のあり方というものについて今まで協議を続けています。そして、そのほかにもさまざまな角度からもやってきています。そういう中で、まず合併町の3町の最もいい方法選ぶべきであって、合併から外れている町のことをまず先に考えるということは、私はちょっと順序としておかしいというふうに思っています。私も、この中身の中で瀬棚と北檜山と大成、3町が新しい町をつくっていくのにまずしなければならないことは、介護保険料の平準化です。瀬棚と北檜山、大成の保険料がまず違います。この平準化をするためには相当大きな課題が残っています。ですから、まずこの平準化を年度途中でできるかという問題。

それと、介護保険と国保、加えて老人保健、こういったものが一体化されています。それと、保健福祉とも一体化しています。まず、こうしたものは新町の基礎をつくるためには相当時間がかかると思います。ですから、合併の課題と一緒にこれを解決することは不可能だというふうに考えなければならないと思います。そういう意味からいっても、解散イコール、即条例で次に広域連合を2町でやっていくということは事務的にも時間的にもかなり難しいということで、私はこの案について賛成をしていくというふうに思っています。

(大野委員)

今、平田委員の方から報告があったのですが、この金額を平準化するとあったのだけれども、これまたやると、どうなるのですかね。どうなるということは、平均的な金額でおさまるのか。やると、また上がるのではないですか、これ。また連合となると。その辺のこと、ちょっとお聞きしたい。

(道高事務局長)

それで、先ほど、どういう経過なのか理由を明らかにしてほしいという小田委員のお話もございましたので、専門部会で作成した資料を用意しておりますので、専門部会の部会長の方から説明をさせますので、今、資料を配付させていただきたいと思います。

(内田会長)

では、今配付されました内容につきまして、部会長の方から説明いたします。

(石岡保健福祉専門部会長)

保健福祉部会の石岡と申します。よろしく申し上げます。

ただいま配付になりました資料についてご説明申し上げます。

ケースを三つほど書いてございます。資料については「介護保険制度の運営等に関する状況等」という表紙のものでございます。1ページ目をおめくりいただきたいと思えます。

「広域連合を継続し、運営する場合」ということで、「必要と思われる準備作業」ということで5点ほど掲げてございます。

その中で、では今後継続し、運営する場合のメリットということでございまして、当然のことながら事務作業等が今後、最小限で済むということでございます。それと、3町、いわゆる新町にすると1対1の負担金ということになりますので、ある程度軽減されていくということになります。

デメリットという中で大きく2点を整理させていただいております。

そういう中で、保険料が、このまま継続すると若干高く推移すると。これは15年度の実績からの数字でございます。それと、1町対1町であったということで、軽減策のメリットがこのまま継続されるのか、今後、疑問な点もあるということになります。

ケースの二つ目でございます。

「合併と同時に広域連合を解散し、新町により運営する場合」ということで、必要と思われる準備作業については6点ほど掲げてございます。説明は割愛させていただきます。

その中で、メリットということで5点ほど掲げてございます。

一つ目といたしましては、介護保険料が3町の枠組みの方が若干軽減されるであろうということでございます。

二つ目といたしまして、今後、新町の職員で構成されるということ、3町の枠組みの職員で介護保険が運営されていくということでございます。その中で、介護認定審査会ということが先ほど出ていましたが、これにつきましても、構成員は新町3町の中で実施できる見込みであるということでございます。

そのほかに、新町のみ、今後3町の枠組みの中でやっていくことについては、きめの細かなサービスも提供できるだろうということになります。

最後でございますけれども、人件費に対する広域連合の負担が合併後はなくなる、ということがメリットとして考えられます。

先ほど、デメリットということでお話があったわけですが、実は17年度から18年度にかけて介護保険の作業が出てきます。18年度からは介護保険の制度が大きく変わります。そういう作業、二重な作業も出てこようかなというのが現実にはございます。

そのほかに、現在システムを広域連合で入れておりますので、その移転ですとか取扱いについて、設置などの費用等も今後かかることも懸念されております。

そのほかに3点目でございますが、保険証の交付が年度途中ということになることも予想されますので、若干町の方々にもそういうようなことで作業がふくそうするというところで、徹底して集中

しなければならぬのではないかなというふうに考えております。

最後の17年度は、平成18年度からの制度の移行ということで、先ほど申し上げましたように、新町の準備作業と並行した作業が行われるということになります。

ケース3番目でございますが、「17年度中は広域連合を継続、そして18年度から新町により運営する場合」でございます。

これにつきましては、メリット、デメリットにつきましても、前段でお話し申し上げたような状況になろうというふうに考えております。

2ページ目でございますが、これが今、檜山北部4町の介護保険の状況でございます。

1番目につきましては被保険者の世帯数、二つ目につきましては保険者数の状況、3点目につきましては要介護の認定者の状況というふうになってございます。

3ページでございますが、サービスを受けている方々の受給者の状況でございます。左側が居宅サービスを受けている方々、右側につきましては施設サービスを受けている方々の状況でございます。内容については説明を省かせていただきたいと思います。

4ページ目につきましては、15年度に行われました要介護認定の件数を記載しております。

続きまして、5ページを説明申し上げます。先ほどお話しございました保険料のことでございます。

第1号被保険者、65歳以上の方々の15年度の給付ベースで計算した場合、右から二つ目、3町合計で1カ月当たり3,723円ほどと。4町の枠組みの中では3,829円ほどというような実績になってございます。

下の段でございますが、これは国からの調整交付金でございますので、実績といたしまして7.9%が入ってきてございますので、介護保険料がその分安くなってございます。3,123円と3,212円ということで、3町の場合と4町の場合がこういうふうな試算になってございます。

続きまして、10ページの人件費の関係でご説明申し上げます。

10ページの上の部分でございますが、15年度の人件費の占める割合ということで、2,031万3,000円ほど実績ベースでかかってございます。これの各町の負担金が、瀬棚町が370万9,000円、以下、今金町が654万3,000円ということで、このような負担がなされてございます。

10ページの下につきましては、当初計画してございました国保あるいは老人保険を今後やった場合の介護保険、広域連合の人員配置の計画でございます。参考までに添付しております。

資料については、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

(内田会長)

今、お聞きのとおりでございます。

(大野委員)

会長、せっかくいい資料があるのだから、提出してほしいよな。

(内田会長)

だから、今、話がありましたので……。

(大野委員)

提出してくれたからありがたく思っているのだけれども、ただこの中で「解散して、あれだ」といったって、こっちはピンとこないわけだよ。だから、デメリットはどこにあるのか、メリットはどこにあるのか、やっぱり町民は、合併してよかったよね。将来も私は介護保険を受けようと思っているから。

(内田会長)

これは合併の話、介護保険のだから。それをちゃんとしておかなければ。

(大野委員)

だから、そういうことで私は、こういう資料をきちっと提出いただければ、こういう質問をしないと思う。よろしくお願いします。

(内田会長)

そうしますと今、私の方から小田委員にお伺いしたいのですけれども、先ほど小田委員が言ったのとこれはかなり違うわけですよ。これは、どう解釈すればいいのですか。

(小田委員)

僕は今、これお話を聞いたのですけれども、細かいことは省きますけれども、解散して、ごみは一緒にやっていくと。その資料、デメリット、メリットありませんけれども。介護保険については、こういう資料で「単独でやっていった方がいい」という結論ですね。僕もさらっと見せていただきましたけれども、要するに単独でやった場合は、この真ん中の欄、別々にやる欄だと思うのですけれども、また新たに膨大なシステム開発の労力と費用とがかかるデメリットの方が多いのではないかというふうに僕拝見させていただいたのですけれども。なぜ、本当にこれが今うまくいっているというか、ちゃんとやっているのに、こういうデメリット、新たに開発費用や労力をかけながら、新町が介護保険だけ単独でやらなければならないどれだけのメリットがあるのか、ちょっと理解できないのですけれども。

(成田事務局次長)

ただいまご質問のございましたシステムの関係でございますけれども、実は、専門部会のほかに電算統合の分科会というのを設けていまして、それは四つの専門部会を横断的に組織する機構でございます。その中で当然、さまざまシステムの検討がなされておりますけれども、連合を解散した場合の介護保険のシステムをどのような形で行うのかということで、システム資産の継承、影響に

ついて実は調査をいたしております。その回答が来ておりますけれども、まず解散後に広域連合のサーバー、コンピューターの大きいものですが、サーバーを合併町で使用し、現行システムを運用する方法。もう一つが、解散後に広域連合のサーバーを今金町で使用して、現行システムを運用する。この二つの方法がございます。

まず一つ目に、広域連合のサーバーを合併町で使用する場合。今金町は新たにサーバーを買うという形になるのですが、この場合ですと、まずサーバーから今金町の介護データを削除して、合併町のデータをそのままこちらで持ってきますので、データの削除は当然、業者がやりますから、特に事務作業は必要ございません。ですから、あとは各拠点に回線を接続するというところでございますけれども、これは合併した段階で、新町になると3町でございます。この3町の役場をつなぐのは介護保険に関係なくやっていかなければならない基盤整備でございますので、特に介護保険にかかわってのそういう費用ではなくて、合併に伴う電算統合の費用だということでご理解をお願いしたいと思います。

あともう一つは、広域連合のサーバーを今金町で使用し、現行システムを運用するというところでございますけれども、要はそのままサーバーは今金町に置きます。では、新町はどうするのかといったら、新たなサーバーを買いますというようなことで、合併町でサーバーを用意する方法もございます。確かに、サーバーを用意する費用はありますけれども、あとは中身的にはデータの移行なり改善というのは、それほどのお金がかかるものではないということで、今現在、このデータをもってシステムを動かしている日立の介護保険システムの会社の方に確認させていただいたところでございます。ただ、このサーバーをどちらが持つかについては、今後の協議という流れになるかと思えます。

以上でございます。

(平田委員)

私も実は、小田委員さんはいわゆる経費、財政といいますが、そういった観点からと、過去の道庁にいらして、その辺の経緯の中からこういう話になると思えますが、現実の問題としてこの介護保険をつくっていくまでには相当の議論というものが、確執もありまして、単純にこれがすばっとなったわけでないわけです。これは合併ということを前提にしておいた直前にこの問題が出て、どうして合併目の前の議論があるのに、このものをやらなければいけないのかという議論というものは、当時4町で合併議論してきましたから、今たまたま今金町さんが抜けているからこういう話になるのだけれども、そういったさまざまな角度の議論というのがありました。その中でこれがようやく、いろんな問題もあったけれども、ではやりましょうかということでやった話です。そして、人件費の問題についても、今4人かの職員がいますけれども、私どもも人件費の削減ということを考えて広域連合に職員を派遣しようとしていました。しかし、これを受け取ってくれませんでした。ですから、ここにいる4人の人件費というのは全部、今金の職員に対して払っているものですよ。だから、中にはいろんな事情があるのだという、そうしたことも加味した中で私どもはこの判断をしていかなければいけないのではないかということも、やっぱり理解してもらわなければいけないと

いうふうに思います。

(小田委員)

今、本当に15年の4月から運用を開始するまでに4町でやるのに大変な労力を使ってやってきたというのは、よく我々もわかっております。それで、今やっているわけですよ。そして今、たまたま今金というよりは、今金にはあるかもしれないけれども、この介護保険の広域連合としてやっているわけです。どこの職員が行ってもいいのですけれども、その負担は当然払わなければならないわけです。もしこっちへ持ってきて自由にやるとすれば、それは単独の町で例えば4人なり5人の人件費を抱えなければならないわけですから。それが軽減されるというメリット、ちょっとありましたけれども、ちょっと違うのではないかなというふうに思いましたけれども。

(内田会長)

私にもちょっと一言言わせてください。小田委員、これはいわゆる我々がなぜ合併をするかという、今言ったように、それぞれに合併をして経費の軽減というものを図るために、これは国や道の指導を受けてやっているのです。ですから、私は当然、そこに差があってもいいと思うのです。私たち先般、失礼けれども小田委員の方にお伺いしましたけれども、今、我々町民が一番心配しているということは、果たして合併をした町村と合併をしない町村の歴然とした差が出てくるのだろうか、ということなのです。そして、それが今、恐らくそういう意味では余り差がないのではないかと心配がしているわけです。そうすると、なぜこれまで長いこと歴史と伝統を誇りながらきたまちを、今度はなくなるわけだから、そこまでして、我々は身を削ってまでも合併をしようとしているのです。そうした中で、当然、合併したまちとしないまちの差というのは、これはあってしかるべきなのです。ですから、私としてはここにもあるように、今いろいろの人件費は少しでも軽減をしていこうということになったときに、いろいろうちの関係の職員たちも全員一生懸命になって、あらゆる方面の情報を得てやってきているのです、今日まで。その結果がこういうふうにして、先ほど言ったように、わかりやすく歴然としてきているわけです。例えば人件費にしたって、今、新しく抱えなければならないと言っているけれども、それは違います。うちの町で、いわゆる今4町の連合の場合は2,000万かかるのだけれども、3町の場合は1,300万、650万も軽減されるということ。ですから、私はそこまで考えてやっているわけですから……。

それは確かに、今まで4町の連合が、今度は新町が3町になるということになれば、一応今金さんのところでは大変なことはあるかもしれないけれども、私はそこが合併を拒んだのだから、当然そういうこともあってしかるべきだと、私はそう思うのです。ですから、本当にこうしたことがなければ、合併をした意味というのは何もなくなる。こういうことが町民の皆さん方に知らせたら、本当にこれは大変なことになると私は思います。では、何のために合併やるのだと。合併しないところをそうやって優遇して、何とかして救ってやろうというような考えでやるのだったら、何も合併した意味がないではないかというようなことになると思いますので。

(小田委員)

僕は別に今金を優遇するとか、そういうものは全くないのです。

それで、申し上げたかったのは、こういういろんなデメリットもありながら、それこそごみについては4町とやっていきますよと。単純に言えばです。そして、こういう広域連合についても、本当によやく立ち上げた経緯がありながら、もう1年か2年で、今度別々にするという経過があるのでないですかという、そういうことも踏まえて考えるべきでないかということをお願いしたいわけですね。

(柳田委員)

勉強不足で言って失礼だと思うのですが、この4ページの中で、まず「広域連合は解散し」とあります。そしてまた「一部事務組合は脱退し」とあります。そして、「狩場葬斎は解散し」とあります。私も、議会とかいろんなことについて解散と脱会の意味はうる覚えにこんなものだろうということはわかりますけれども、この広域連合は解散するのだ、一部事務組合は脱退するのだというようなことについて、またこの4ページと違ったところには「一部事務組合を解散する」というふうに書いてある。これは、どう解釈すればいいのか、ちょっと教えていただきたいと思います。まず、それが一つ。

(成田事務局次長)

「脱退し」「加入する」という表現がございますけれども、これは地方自治法の中で規定されている表現でございます。町がなくなって、新たに一部事務組合に入るとしたときには、地方自治法では「脱退」「加入」という表現をしているということで、その表現をそのまま使わせていただいたところなんです。ただ、解散につきましては、加入がございませんので、解散するものは即座に「解散」という単純な表現で表示させていただいているということをご理解をお願いしたいと思います。

(柳田委員)

そこで、今お話しがありました北部檜山衛生センターの件につきまして聞きたいと思いますが、もしかしてというか、合併に向かって3町が協議して合併になれば一つのまちになります。そして、今現在は今金町も入っておられます。そうしたら今までの4町が2町になります。単純な考え方でいえば、今まで各町というか、全部で1,000円使うものでしたら、1町で250円ずつ出して1,000円にしたという考えになったとき、そうしたら2町だったら500円ずつという計算になります。そのそういうことについて、今金町さんは果たしてそれでよしとするのかどうかということも問題になります、やはり。そういうことになれば、それよりもっと大きな負担が出てきていただかなければいけない問題もある。まず我々は、合併特例債を含めて、やはりいろんな債権を1町で借りなければいけない。それを償還するいろいろなことを考えれば、今金さんはやはりまちが違うということからすれば、それなりにそれ以上の応分の負担をしていただかなければならないことは事実だと僕は思うのです。同じでは全く相手にならない。それも今金町さんは果たしていいのかどうか

ということを考えれば、僕はやはりこれは無理な相談だろうという考えするのです。そのことについて、幹事会、専門部会等でお話しになったことあるのかどうか伺いたいと思います。

(内田会長)

幹事会の中で、それらのことどうですか。

(成田事務局次長)

事務局の方から若干ご説明したいと思いますけれども、まず檜山北部衛生センター組合でございます。それぞれ負担の割合がございます。均等割ですとか財政負担割、それと人口割とか、この組み合わせはいろいろなパーセンテージで組み合わさっているわけでございますけれども、特に問題になるのは、均等割だと思うのです。4町で構成していれば、先ほど議長さんがおっしゃったとおり、1,000円とすれば250円ずつということでございますけれども、では2町になると500円、500円でいいのかというようなことでございますから、今金町さんの負担が250円ふえて、新町は250円減るというようなことございまして、当然今金町さんにはそういう財政負担の割合、大きな部分もかかってきますので、それはやはり檜山北部衛生センター組合の議会の中で、合併する前に十分議論をしていただいて、新たな体制づくりを今後した方がいいのではないかということで、幹事会の中では議題にはのっていたということをご理解をお願いしたいと思います。

(柳田委員)

あと一つ伺いたいと思いますけれども、ここに先ほど広域連合の職員ということが出て、お話がありました。この中で私は、事務所のあるまち、現在は今金町さんに事務所がある。職員も今金町さんの方だと。これはここに、これとは解釈の仕方が違うのですが、職員等に法律上の支障が生じるということを考えれば、僕はこれは支障が生じています、あとの3町は。完全に生じています。これはやっぱり1人ずつでも送って4人にするというでなければ、もうこれは当初から納得できない問題だった。これは明らかだったのです。これは皆さんも同じだと思います。

そういうことから考えても、やはり新しいまちになった以上は、形づくりもちゃんとしておかないといけないだろうということは考えます。

以上です。

(内田会長)

いろいろ議論が出ましたけれども、これらについてほかにございませんか。

(真柄委員)

これはいろいろと一部事務組合だけに単独町だけで決断できない面もありますけれども、ただいずれにしても、私たち委員も含めまして期待するところは、脱退するにしろ、また新しく立ち上げるにしろ、やっぱり最低求められることは、今いう住民サービスが強化され、なおかつ負担が減っ

ていくという形でなければ、これは特に広域に関しては魅力ないわけです。だから、その辺のことはもちろんあれでしょうけれども、もっとやっぱりアピールする形では、もっとその形、これちょっと今突然出されてなかなかこれは今の段階ではすぐ全部分析というのは難しいと思います。そんなことを含めて、どっちにしてもこの各事務組合に対しては、最終的にはその3町の負担が今より軽減されたほか、サービスが充実させるという前提だけはもうこれ原則として、そういう形を含めてあとは各町村がいろんなあれは取り組んでいただきたいと思います。確かに、これは相手のあることですし、今いうごみの問題と医療の問題は別だというけれども、四つの組合でやっていることが、いろいろ重なる面もありますので、やはり今金さんをどうせこうせではないですけれども、やっぱりそういうことの話だけは、後からそんな話ではなかったということのないように、話だけは今金さんと早く、別れるにしても解散するにしても進めていく形になるのかなという気がするのですけれども、どうなのですか、それは。全然非公式でも話し合いとかなんとか、そんなのはしているのですか。

(福島幹事長)

広域連合、衛生センター組合の問題につきましては、正式に今金町とは協議はしておりません。ただ、非公式に助役会、議長会議があった際に、広域連合の関係につきましてはこういう動きがありますよと。今4町で広域連合をやっておりますけれども、あるいは新しいまちで単独になる可能性もありますよというお話をしております。ただ、これらについては、合併協議会の中で最終的な結論が出ないと私どもの方も正式にそういう話はできませんので、非公式にそういう話は今金町の介護保険の会議の席で、瀬棚の助役さんの方からそういう話をいたしております。

以上でございます。

(内田会長)

よろしいですか。

(小田委員)

もう一点だけ。さっき事務局の方から、衛生センターの将来の問題については、今後衛生センターの一部事務組合の中でその十分取り扱いを検討していくというお話あったのですけれども、この広域連合についても広域連合があるわけですから、広域連合の中で将来のこういう話も進んでいるわけですから、そういう今福島幹事長からお話しありましたけれども、広域連合の中でその将来についての一定の話し合いがなされているのか、今後なすのか、やっぱりそこら辺がちょっとすっきりしないですね。

(成田事務局次長)

檜山北部衛生センター組合はこのまま続けるということでございますので、その流れの中で協議をしていただければいいと思います。ただ、広域連合につきましては、これは解散するという話で

ございますので、ではだれがお話をできるのかとなれば、合併協議会の方針が定まってからでない
と正式には協議はできない事項でございます。それで、先ほど幹事会の助役さんの方から申しまし
たとおり、非公式には打診をさせていただきました。この協議会でもって方針を決定していただ
いた段階で、正式に申し入れをしていって、その中で広域行政組合の議会の中で十分に議論をして
いただくという流れになるのではないかとということで考えております。

以上でございます。

(小林副幹事長)

今、幹事長の方から私の名前が出たので、立たせてもらいましたけれども、今、部長さんが言わ
れる今金町の協議はどうするのですかと、こういうことでございました。私が発言したというのは、
助役会議の席で、その他の案件で出てきました。ねらいとするところは、この継続性、連合が継続
してやっていけるかどうかというねらいがあったわけでございまして、それで私どもはこの扱いに
ついて町長会議に参画させていただいたわけでございます。そういたしますと、助役会議の後に町
長会議が開催されるというふうな手順でございましたので、町長会議の席でぼんと出すよりも、私
どもの助役の立場でもって、こういう方針が、方向が決まったよ、事前に助役として教えておきま
すよ、連絡しておきますよ。最終的に決定するのは協議会ですよ。したがって、非公式というふう
な言葉は、協議会で決まらないのにこれが決定したというふうなことになるれば、これは助役の発言
というのは大きな発言でございます。そういうふうなことを十分に認識しながら、非公式というふ
うな言葉を使いながら、きょうこの協議会が開催されるので、議題として提案いたしますと。その
協議会の席でどう決定になるのかというふうなことを申し述べて、これが決定したら、また改めて
町長さんたちが今金町に申し入れするのかどうかというふうな方向づけになっていくのだというふ
うなことは、委員さんも十分ご理解いただけるものだなと、こう思っております。

(平田副会長)

今の話もそうなのですが、そこにすごく大きな時間を費やして議論する必要があるのかと私当初
から思うのは、まずこの3町の介護保険のあり方をどうするか、いわゆる3町一つにしていったと
きにどうするのか。それと関連性のある国保の税率を含めてどうしていくのか、老人医療の取り扱
いをどうしていくのか、こういったものがほとんどまだ決まっていない中で、合併の中に入ってい
ないもう一つの町のことを、いろいろと考えながらこっちの方で議論するということは、不可能だ。
やっぱり基礎町、いわゆる基礎自治体なるこの3町のきちんとしたものを築き上げないで、そっ
ちの方との議論というのはできないと私思うのです。ですから、まずこちらの方のきちんとした議
論を終えてから、その結果についてお話しし合うのは当然、隣接町としてのこれからのやり方だと思
うのです。ですから、あまりにも今金町のことについて先行していろいろ配慮していくというこ
とは、自分の基礎自治体といいますか、基礎自治体のあり方というものについて後回しというの
は全くおかしい話だというふうに私は思うのですよ、そこ。

(小田委員)

そのとおりだと思います。それで、僕も本当に申し上げたいのは、それは補足でございまして、この本当に1町というか、新町でやっていくのが本当に新町の、今のこの3町にとって本当にメリットあるのかということの基本にするのは当然だと思います。それで、そういう面で今最初申し上げましたけれども、本当に新町だけでやった方がメリットあるのか、今までの経過も踏まえて、あるいはこういうデメリットの部分いろいろ書いていますけれども、真ん中ですね、その踏まえて検討すべきだというふうに申し上げたいだけでございます。

(内田会長)

この件についてはほかにございませんでしょうか。いかがでしょうか。

(奥村委員)

先ほど話したように、この広域連合、一部事務組合等の調整内容、要するに協議事項、これはいつまで、先ほどからデメリットで書いているように、だんだん遅くなればなるほど事務がついていかない、こういう作業がおくれるということになるのですけれども、この辺はいつごろを想定しているのですか。

(内田会長)

本当は全体に今日決めていただければ、よろしいと思いますが。

それでは、ただいま大変いろいろなご意見をいただきました。これからのことは十分そうしたご意見を踏まえながら調整内容については、土地開発公社についての文言の中で「移行し統合する」ということを、「統合」を削除いたしまして、「移行する」として一部変更しまして、原案どおり決定してよろしいか皆さん方のご意見を賜りたいと存じます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしと認めまして、そのように決定をいたしたいと存じます。

そこで、暫時休憩させていただきます。

(休憩)

(午後5時00分)

(再開)

(午後5時10分)

(内田会長)

それでは、再開させていただきます。

協議第21 - 6号 教育事業の取扱いについて

(内田会長)

それでは、再開をいたしまして、続きまして、日程第6、協議第21 - 6号 教育事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいただきます。

(成田事務局次長)

協議第21 - 6号 教育事業の取扱いについて(協定項目21 - 6)

教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年8月27日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

各種事務事業の協議に入る前に、各種事務事業のご提案方法についてお時間をいただき、ご説明をさせていただきます。

各種事務事業は、21-1商工観光事業から21-17その他事務事業のうち、病院及び診療所事業を除く16項目を今後協議会においてご協議していただくこととしておりますが、行政事務事業は各種の住民サービス、各種の補助制度、バス運行、施設の管理運営、公金の取扱いなど多くの事務事業がございます。現在、四つの専門部会で事務事業の調整を行っているところでございまして、5月初旬の調整開始時点におきまして、行財政専門部会は289項目、保健福祉専門部会は343項目、産業建設専門部会は223項目、教育専門部会は146項目の合計1,001項目がございます。すべての項目を協議会でご協議いただくことは多くの時間を要することとなり、合併協議がスムーズに運ぶこととはなりません。そのため、庁舎内における軽微な事務事業、予算編成段階で調整が可能な事務事業、行政組織内で調整が可能な団体事務に関する事項、専門性が高い事務事業などを除かせていただき、幹事会と専門部会で調整を行った上で事務的に判断が難しいと思われる事務事業を抜粋いたしまして主な事業として協議会に提案する形とさせていただきますことについて、ご理解をいただきたいと存じます。

それでは、議題に戻らせていただきます。

協議第21 - 6号 教育事業の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

議案の18ページをお開き願います。大きな表になってございます。

教育委員会の表彰につきましては、教育功労者表彰、文化、スポーツ表彰、社会教育表彰、優良児童生徒表彰などさまざまな表彰がございまして、表彰基準がまちによって異なっておりますことから、表彰につきましては再編整備する方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、高等学校教職員表彰は北海道教育功労者表彰規則の例により再編する。その他の表彰は合併後に新たな制度を定めるとしているところでございます。

議案の19ページをお開き願います。学校林につきましては、財産及び公の施設の取扱いにおける調整方針に基づき、新町に引き継ぐこととして調整をしております。調整の内容はと申しますと、学校林については、新町に引き継ぐとしているところでございます。

議案の20ページをお開き願います。通学区につきましては、現行の通学区域としてのエリアで特

に支障はございませんので、現行の通学区域を変更しないこととして調整をしております。調整の内容はと申しますと、通学区域については現行のとおりとするところがございます。

議案の21ページをお開き願います。通学定期補助制度につきましては、瀬棚町が檜山北高校及び瀬棚商業高校に通学する生徒に対し、通学定期運賃の2分の1の額を助成しておりますが、新町において対象範囲を拡大して適用させることを検討していくこととして調整をしております。調整の内容はと申しますと、通学定期補助制度は、瀬棚町の例により制度化し、対象範囲を新町で検討するとしております。

議案の22ページをお開き願います。スクールバスの運行につきましては、課題・問題点といたしましてスクールバスを保有しないで全面民間委託による運行を行っているまちや、スクールバスを保有しながら運行のみ民間委託による運行を行っているまちがございます。運行形態に差がございますので、当面は現行のとおり運営いたしまして、将来的には委託方式を統一することなどを検討する方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、スクールバスの運行については現行のとおりとし、車両更新時に委託方式等を検討するものとしております。

議案の23ページをお開き願います。奨学資金貸付制度につきましては、課題・問題点にもございますように、貸付資金の額に差があることや既に借り入れしている方の取扱いの関係から、制度は統一いたしますが、従前から借り入れしている方への経過措置を設ける方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、奨学資金貸付制度については次のとおりとする。

(1) 奨学資金貸付制度については、合併後に統一する。

(2) 合併日前日までに奨学資金貸付を受けている者は、奨学資金貸付が終了するまでの間は旧町の例により取り扱うものとする。ただし、合併後に新たに貸付を受ける場合は、新制度を適用させるものとするとしております。

議案の24ページをお開き願います。学校給食につきましては、給食センターの運営は大成町は高校生も含めた中で給食を実施し、直営方式で運営しております。瀬棚町は調理、配送ともに業者委託で運営をしております。北檜山町は配送を業者委託で運営しております。課題・問題点にもございますとおり、運営方法に差異がございますので、少子化に伴う給食センターのあり方も考慮しながら、合併年度は今までどおりとし、民間委託や施設を統合する方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、学校給食センターの運営については、合併年度は現行のとおりとし、委託方式も含め、合併後に統合するとしております。

議案の25ページをお開き願います。学校給食費の取扱いにつきましては、課題・問題点にもございますとおり、給食費に差異があります。小学生は大成町が月額3,500円、瀬棚町、北檜山町が月額3,600円。中学生は大成町が月額4,300円、瀬棚町が月額4,550円、北檜山町が月額4,400円。高校生は大成町のみ実施しております。月額5,800円となっております。

また、給食用のお米に瀬棚町の場合は地場産の有機米を使用しているなど、特色のある給食を実施しているところもございます。給食費につきましては、合併が年度途中ということもございましたので、合併した年度はそのままの給食費といたしまして、翌年度から給食費の額を統一していくこととし、有機米は新町の生徒分となると現段階では供給ができないとのことでありますので、有機

米も含め、新町として地場産の農畜産物を給食に取り入れていく方向で検討していくことで調整をしております。調整の内容はと申しますと、1、給食費については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降は給食費の額を統一する。2、有機米助成制度については、現行のとおりとする。（拡大可能な農畜産物等については、合併後に検討する）としております。

議案の26ページをお開き願います。高等学校入学検定料、入学金、授業料の取扱いにつきましては、大成高校と瀬棚商業高校の二つの町立高校がありまして、課題・問題点にもございまして、入学料に差異があります。大成高校は5,500円、瀬棚商業高校は5,650円となっております。高校の入学検定料、入学金、授業料は道立高校の改定に合わせ町立高校も改定しております状況から、調整の内容はと申しますと、高等学校入学検定料、入学金及び授業料については現行のとおりとし、道立高校の改定に合わせて合併後に検討するとしております。

議案の27ページをお開き願います。高等学校生徒募集につきましては、課題・問題点にもございまして、入学希望者の減少や入学生徒数が2年連続して20名未満となった場合は、道立高校適正再編基準の関係から、高校の統廃合の見直しを求められることが予測されることを踏まえ、調整をしております。調整の内容はと申しますと、町立高等学校の生徒募集については、平成17年度については現行のとおりとし、合併後に新町において町立高校の再編、統廃合を検討するとしております。

議案の28ページをお開き願います。幼稚園の運営につきましては、北檜山町に幼稚園1カ所がありますが、備考欄に掲載しておりますが、合併後に幼保一元化の取り組みを検討することとし、当面は現行のとおり運営していく方向とし、調整をしております。調整の内容はと申しますと、幼稚園の運営については、現行のとおりとするとしております。

議案の29ページをお開き願います。幼稚園入園料、保育料につきましては、一つの幼稚園ということから、入園料、保育料は現行のとおりとする調整をしております。調整の内容はと申しますと、幼稚園の入園料及び保育料については現行のとおりとするとしていただいております。

議案の30ページをお開き願います。中学生海外研修事業につきましては、北檜山町がオーストラリアに中学生を対象に実施しておりますが、新町としてそのまま継続する考えから調整をしております。調整の内容はと申しますと、中学生生徒海外研修事業については、新町において継続実施するとしております。

議案の31ページをお開き願います。高等学校修学旅行につきましては、大成高校は主に韓国への修学旅行を行い、パスポート代として1人につき1万2,000円の助成をしております。瀬棚商業高校は姉妹都市を締結しておりますアメリカ合衆国ハンフォード市ハンフォード高校にホームステイを主体とした修学旅行を行い、1人につき10万1,000円を助成しております。各学校ごとに海外への修学旅行を実施しております関係から、現行のとおり実施する方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、町立高等学校の修学旅行は現行のとおり新町において継続実施するとしております。

議案の32ページをお開き願います。図書館等の運営につきましては、課題・問題点として図書館と図書センター、各施設間のネットワークが構築されていないことや、図書館司書が配備されてい

ないことがあります。また、施設の開閉時間などにも違いがありますが、地域の実情に応じた運営を行うこと、将来はネットワーク構築を行うことを検討する考えから、調整をしております。調整の内容はと申しますと、1、図書館等の管理運営については、現行のとおりとする。2、図書館等の施設間ネットワーク構築については、合併後に検討するとしております。

議案の33ページをお開き願います。図書の貸し出しにつきましては、課題・問題点として、貸出カードがまちごとに異なっておりますことから、貸出カードの統一を図ることで調整をしております。調整の内容はと申しますと、図書の貸出カードについては合併後に統一するとしております。

議案の34ページをお開き願います。成人式につきましては、大成町及び瀬棚町は8月14日開催、北檜山町は1月7日開催と実施時期が異なっております。課題・問題点として、合併時期を平成17年9月とした場合に、大成町及び瀬棚町は既に成人式を終了し、北檜山町は成人式を未実施との状況となりますので、新町の成人対象者がひとしく成人式に参加していただく方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、成人式については次のとおりとする。(1)平成17年度については、大成町及び瀬棚町は従来のとおり実施し、内容を検討の上、北檜山町の日程で新町としての成人式を実施する。なお、既に実施している旧町の対象者も新町の成人式の対象者とする。(2)平成18年度以降については、主催は新町の町長、事務は教育委員会で取り扱うこととし、実施時期、実施方法は新町で調整するとしております。

議案の16ページから17ページには、ただいまご説明しました事務事業ごとの調整の内容を取りまとめたものを一覧で掲載させていただきましたので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

それでは、説明が終わりました。協議項目につきまして、これから協議会で各種事務事業の取扱いについて、16項目にわたって協議を行っていくわけですが、ただいま事務局から申し上げました方針についてご理解をいただきまして、協議会において調整内容を決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

それでは、この教育事業の取扱いに関する調整内容についてであります。教育専門部会と幹事会の方で検討いたしました調整案をたたき台として、協議に入らせていただきたいと思います。そのように取り進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、調整案を各委員に配付をいたさせます。

ただいまお手元に配付をされました各種事務事業の取扱いについては、先ほど成田次長の方から説明がありましたそのとおりでございますので、再度皆さんの方でまたご協議をしていただきたいと思います。

それでは、ただいま説明をいたしました内容につきまして、皆さん方何かご意見ございますでしょうか。

(柳田委員)

(20)なのですが、18年度以降の成人式については、新町になった場合、新町を一つとして成人式を行うという意味でよろしいですね。

(内田会長)

そうですね。

(柳田委員)

わかりました。

(内田会長)

そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、合併に際しましては、これらの点を十分に留意していただきたいと存じます。それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、原案のとおり決定をいたします。

協議第21 - 12号 窓口サービスの事業の取扱いについて

(内田会長)

それでは続きまして、日程第7 協議第21 - 12、窓口サービスの事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

議案36ページになります。協議第21 - 12、窓口サービスの事業の取扱いについて(協定項目21-12)。

窓口サービス事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年8月27日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-12号 窓口サービス事業の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。
議案の37ページをお開き願います。

窓口業務の時間は、大成町は8時45分から17時間15分、瀬棚町は8時30分から17時間15分、北檜山町は8時45分から17時30分と3町ともに異なっております。昼休みの対応はと申しますと、大成町は戸籍住民票、印鑑証明などの交付窓口であります町民課窓口は、月曜日から金曜日まで職員が対応しております。税務窓口には特に職員は配置していない状況でございます。窓口全般といたしまして、電話交換や担当者への連絡などを行うため、管理職が当番制で月曜から金曜まで対応している状況でございます。

瀬棚町はと申しますと、お昼休みも全職員が残っているため、常に対応可能な状況でございます。

北檜山町はと申しますと、戸籍住民票、印鑑証明などの交付窓口であります町民窓口は、月曜日から金曜日まで当番制で職員が対応しております。所得証明、納税証明、固定資産税評価証明などの交付窓口であります税務窓口は、月曜から金曜まで当番制で職員が対応しております。窓口全般といたしまして、窓口相談、担当者への連絡などを行うため、職員が当番制で対応している状況でございます。土曜、日曜、祝日、夜間等の対応は、3町ともに警備会社に業務委託をし、対応しているところでございます。

なお、瀬棚町は戸籍事務担当におきまして、毎週金曜日18時まで窓口業務を延長いたしまして、サービスを実施しているところでございます。

議案の38ページをお開き願います。窓口サービスの主なものを掲載させていただきましたので、後ほどお目通しを願います。

議案の39ページをごらん願います。参考といたしまして税務窓口と町民窓口に関する各種証明書の取扱い状況を掲載させていただきました。取扱い状況は、ことしの4月から6月までの3カ月間についてでございます。大成町は月平均で455件、瀬棚町は月平均で476件、北檜山町は月平均1,094件となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

それでは、説明終わりました。窓口事業の取扱いについての調整案につきましては、行財政と保健福祉各専門部会並びに幹事会で検討いたしました調整案をたたき台にして、協議に入らせていただきたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、調整案を各委員に配付をいたさせます。

ただいまお手元に配付をいたしました。これらの調整案について事務局から朗読をいたさせます。

(小坂橋書記)

各種事務事業の取扱いについて(窓口サービス事業)調整の内容案でございます。

窓口サービス事業の取扱いについては、次のとおりとする。(1)戸籍住民基本台帳、諸証明及び税の窓口等業務については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、再編整備するものとする。(2)窓口業務取扱い時間については、新町の勤務時間とする。(3)昼休みの対応については、本庁、支所ともに行うこととし、住民サービスに支障を来さぬよう合併時まで調整する。

(4)土、日、祝日、夜間における窓口業務は、現行のとおり委託業務により対応する。

以上です。

(内田会長)

それでは、調整案につきましてただいま事務局から朗読いたしましたけれども、この案について皆さん方ご意見あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、特にご意見がないようですので、調整案については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。再度お諮りをいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしと認め、窓口サービス事業の取扱いの調整内容は、原案のとおり決定をいたしたいと存じます。

協議第21-14号 国際交流事業の取扱いについて

(内田会長)

それでは続きまして、日程第8、協議第21-14号 国際交流事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

41ページになります。協議第21-14号 国際交流等事業の取扱いについて(協定項目21-14)。国際交流等事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年8月27日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-14号 国際交流等事業の取扱いについて事務局よりご説明をさせていただきます。議案の43ページをお開き願います。

国際交流推進アドバイザーにつきましては、課題・問題点にもございますとおり、瀬棚町が姉妹都市との連絡調整の関係からアドバイザーを置いておりますが、今年度をもって辞退する意向がアドバイザーから示されている状況にございますので、新たに設置をしないで北檜山町のJETにその役割を担ってもらう方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、国際交流推進アドバイザー設置については、合併後に旧北檜山町のJET（外国語指導等を行う外国青年）に再編するとしております。

議案の44ページをお開き願います。地域間交流事業につきましては、瀬棚町が日本女医第1号の荻野吟子女史との関係から、埼玉県妻沼町と交流を行っております。B & G瀬棚海洋クラブが主体となって交流を行い、町が宿泊費、交流会等にかかる経費に対して助成をしている事業でございます。埼玉県妻沼町と今まで同様に交流を行い、新町でさらなる交流の拡大を図る方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、地域間交流事業については現行のとおりとし、新町として拡大交流を図るとしております。

議案の45ページをお開き願います。国際交流の集い受入事業につきましては、財団法人北海道国際交流センターが事業主体として実施をしております。外国人留学生受入事業を各町ともに実施している現況にございますので、今までと同様に実施する方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、国際交流の集い受入事業については、現行のとおりとするとしております。北檜山町が実施しております少年少女ふるさと探訪の旅事業につきましては、福島県猪苗代町の千里小学校と交流をしております現況にあります。交流先の事情もございますので、新町において交流先と調整する方向としております。調整の内容はと申しますと、北檜山町の少年少女ふるさと探訪の旅事業については、合併後に調整するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

（内田会長）

説明が終わりました。それでは、この国際交流事業の取扱いについての調整案につきましては、教育専門部会と幹事会で調整案を検討されておりますので、その調整案をたたき台として協議に入らせていただきたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（内田会長）

それでは、調整案を各委員の皆さん方に配付をいたします。

それでは皆さん、今お手元に配付いたしました各種事務事業、国際交流事業の取扱いについては、先ほど成田次長の方から説明がありましたとおりでございますので、皆さん方の再度まだご確認を

いただきたいと思います。

それでは、この調整案について何かご意見があれば伺います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご意見がないようですので、調整案のとおり決定してよろしいか、お伺いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたしたいと存じます。

協議第21 - 15号 姉妹都市等事業の取扱いについて

(内田会長)

続いて、日程第9、協議第21 - 15号 姉妹都市等事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいただきます。

(成田事務局次長)

協議第21 - 15号 姉妹都市等事業の取扱いについて(協定項目21 - 15)。

姉妹都市等事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年8月27日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21 - 15号 姉妹都市等事業の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。
議案の49ページをお開き願います。

姉妹都市等事業につきましては、瀬棚町がアメリカ合衆国カリフォルニア、ハンフォード市と平成3年度8月17日に姉妹都市を結んでおります。事業の内容は申しますと、瀬棚町へのハンフォード訪問団の受け入れ、瀬棚町からハンフォードへの訪問を交互に行っておりまして、姉妹都市交流を推進するため、町から姉妹都市交流推進協議会に助成をしております。合併後は特定地域との姉妹都市交流ではなく、新町としてハンフォード市と姉妹都市を結び、さらなる交流の拡大を図る方向で調整をしております。調整の内容はと申しますと、姉妹都市事業については、新町として姉妹都市を結び、交流を拡大するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

説明が終わりました。この姉妹都市等事業の取扱いについての調整案につきましても、教育専門部会と幹事会の方で調整案を検討されておりますので、その調整案をたたき台として協議に入らせ

ていただきたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか、お諮りをいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、調整案を各委員に配付をさせていただきます。

今お手元に配付されました姉妹都市等事業についての調整内容につきましては、先ほど次長の方からお話がありましたとおりでございます。この件について、皆さん方ご意見があれば伺いたいと存じます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご意見がないようですので、姉妹都市等事業の取扱いについては、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

ご異議ないようですので、原案どおり決定をいたしたいと存じます。

それでは、本日の議事日程に上げられた協議案については終了させていただきたいと存じます。このほか、事務局からのお知らせ事項があります。

(道高事務局長)

ご苦労さまでございます。

それで、きょう各委員のテーブルにお渡ししております合併事務局の方に、住民の方々からこれまでに寄せられましたご意見、町民からのご意見、3件程度メール、それから文書等で来ております。それにつきまして、各委員さん方にきょう配付いたしましてお目通しをいただきまして、今後の参考としていただきたいと思いますと思うところでございます。

以上でございます。

(内田会長)

それでは、本当に本日はもう6時になります。長時間にわたってご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。皆さん方の大変活発なご意見をちょうだいいたしまして、本当に皆さん方がこの新町に向けての意気込みといたしますか、そうしたことがひしひしと感じられたわけでございます。どうかひとつこれからもよろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、私も余り興奮し過ぎて、大変大声を発しましたことも今冷静になって大変恥ずかしく感じております。これもひとつ新町に対する熱意のあらわれだというふうに深くご理解をいただきまして、改めておわびを申し上げたいと思います。以後、十分慎みたいと思います。

本当にどうも本日はありがとうございました。

(午後5時43分)